

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年3月24日

【会社名】 イーベイ・インク
(eBay Inc.)

【代表者の役職氏名】 アシスタント・セクレタリー
グレッグ・カーバー
(Greg Kerber, Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 カリフォルニア州 95125
サンノゼ ハミルトン・アベニュー2025
(2025 Hamilton Avenue, San Jose, California 95125, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松 添 聖 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28F
ベーカー & マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 (03)6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 渡 邊 大 貴

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28F
ベーカー & マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 (03)6271-9900

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 イーベイ・インク普通株式(額面金額：0.001米ドル)の取得に係
る新株予約権証券

当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であ
る。

【届出の対象とした募集金額】 0.00米ドル(0円)(注1)
6,927,500米ドル(1,036,838,925円)(見込額)(注2)(注3)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額。

(注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額
の合計額を合算した金額。

(注3) 金額の詳細については第一部「証券情報」を参照のこと。

注記：

1. 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」、「イーベイ・インク」又は「イーベイ」とは、イーベイ・インク及びその子会社を指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」及び「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル＝149.67円の換算率（2025年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値）により換算されている。
3. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	116,585個(見込数)(注1)
発行価額の総額	無償
発行価格	無償
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	自2025年4月1日 至2025年4月30日（注2）
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	イーベイジャパン合同会社 〒108-0075 東京都港区港南1-6-41 品川クリスタルスクエア9階 イーベイ・ジャパン株式会社 〒150-6139 東京都渋谷区渋谷2-24-12 渋谷スクランブルスクエア39階
割当日	2025年5月1日
払込期日	該当事項なし。
払込取扱場所	該当事項なし。

(注1) 各新株予約権（以下「本新株予約権」という。）は、当社の普通株式1株を購入するための株式購入権である。よって、上記「発行数」は、本新株予約権の目的となる株式数と同数である。

(注2) 申込期間中、適格従業員は本プラン（以下に定義される。）への参加又は参加の継続を選択することができる。本プランの参加者（以下「プラン参加者」という。）は、次回募集への参加を希望する場合（ただし、プラン参加者は参加を要求されない。）、当社が申込のために定める指示に従わなければならない。本有価証券届出書における募集に係る加入期間は2025年5月1日に開始し、2027年4月30日に終了する。

(摘 要)

プランの採択及び対象者

本募集は、2022年3月16日に修正・再表示された、イーベイ・インク従業員株式購入プラン（以下「本プラン」という。）に基づくものである。本プランは、2022年3月16日開催の当社取締役会（以下「取締役会」という。）決議により採択され、2022年6月8日に当社の定時株主総会において株主による承認を受けた。

本書において使用される語で定義されていないものは、別段の記載がない限り、下記「第4 その他の記載事項に」含まれる本プランにおける意味を有するものとする。

本募集は、本プランに基づき、以下の本邦子会社の適格従業員約163名に対し、新株予約権証券を発行するものである。

当社がその完全子会社であるイーベイ・ジャパン・ホールディングスPte. Ltd.を通じて間接的に保有する、当社の日本における100%子会社であるイーベイジャパン合同会社

当社がその完全子会社であるイーベイ・マーケットプレイシズGmbHを通じて間接的に保有する、当社の日本における100%子会社であるイーベイ・ジャパン株式会社

プランの目的

本プランの目的は、給与天引き又はその他の拠出を通し、適格従業員（本プラン第4条に定義される。）に当社の株式を取得する簡易な手段を提供し、当社の業務に対するかかる従業員の参加意識を高めることである。

プランの実施

新株予約権の募集に係る24か月からなる加入期間（本プラン第5条に定義される。）は、毎年5月1日及び11月1日又は当社の取締役会報酬委員会（以下「運営者」という。）が決定するその他の日に開始する。各加入期間は、それぞれ6か月からなる4つの購入期間（本プラン第5条に定義される。）で構成される。本募集に係る購入期間はそれぞれ2025年5月1日、2025年11月1日、2026年5月1日及び2026年11月1日から開始し、それぞれ2025年10月31日、2026年4月30日、2026年10月30日及び2027年4月30日に終了する。プラン参加者は、適用のある加入期間にプラン参加者が承認した給与天引き（給与（本プラン第9条(b)に定義される。）の2%以上10%以下の範囲）による拠出金（以下「拠出金」という。）を用いて、(1)加入日（本新株予約権の割当日）若しくは加入期間の最初の営業日、又は(2)購入日（すなわち、2025年10月31日、2026年4月30日、2026年10月30日及び2027年4月30日）、における当社普通株式の公正市場価値（決定日におけるNASDAQグローバル・セレクト・マーケット（以下「NASDAQ」という。）の終値とする。詳細は本プラン第8条を参照のこと。）の85%のいずれかが少ない額に相当する購入価格により、当社普通株式を購入することができる。ただし、プラン参加者は、（ ）1暦年においてプラン参加者が有する、当該暦年のいずれの時点においても未行使の株式購入権が、加入日時時点で当該普通株式の公正市場価値25,000ドルを超える割合で付与されること、又は（ ）1回の購入日に当社の普通株式を5,000株を超えて購入することはないものとする。

本募集に係る加入期間（2025年5月1日から2027年4月30日まで）に関し、適格従業員による拠出金の最大見込額は6,927,500米ドル（1,036,838,925円）（加入期間中の最大拠出額は、21,250米ドル（25,000米ドルの85%）に2（年）を乗じ、さらに適格従業員数（163人）を乗じた値。）である。

便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、上記の拠出金の最大見込額を2025年2月14日付のNASDAQにおける当社普通株式の終値（69.90米ドル（10,462円））の85%の値（59.42米ドル（8,893円））で除して算出するものとする。本プランへの参加の選択及び給与天引割合の承認に関し、各プラン参加者は運営者が定める電磁的その他の方法による申込手続きに従わなければならない。

プランの運営及び管理

本プランは、運営者が運営する。但し、取締役会はその単独の裁量により本プランを運営することを決定することができる。その場合、本プランにおける「運営者」とは取締役会を指すものとする。

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	本プランにおいては、新株予約権の1株当たり購入価格が下落した場合、新株予約権の行使により各プラン参加者が購入可能な普通株式の数は増加する。給与天引き又はその他の拠出は、当該参加者の給与の2%以上10%以下（若しくは運営者が設定する、より低い上限）により1%単位で行われる。給与天引き又は拠出は加入期間の最初の支払日に開始し、本プランに定める期間の変更若しくは早期の終了がない限り、加入期間末まで継続するものとする。 加入日において、いずれの場合も本プランの規定に従うことを条件として、プラン参加者は、加入期間中の購入日に当社の普通株式を購入するための権利を付与される（但し、その上限は、(a)購入期間中の当該参加者の給与天引きその他の拠出による積立額を、(b)(i)加入日現在の普通株式の公正市場価値の85%（但し、普通株式1株当たり額面価額を下回らないものとする。）又は(ii)購入日現在の普通株式の公正市場価値の85%（但し、普通株式1株当たり額面価額を下回らないものとする。）のいずれか低い額で除することで算出される普通株式数とする。したがって、当社普通株式の株価が下落した場合、新株予約権の購入価格も同様に下落し、「新株予約権の目的となる株式の数」は増加する。しかしながら、拠出額は株価に依存しない。 いかなる参加者も、当社又は子会社のその他全ての従業員株式購入制度に基づき当該参加者が株式を購入する権利と合わせた場合、参加者に付与されたオプションが未行使である各暦年中において、（加入日現在に決定される）公正市場価値で25,000米ドル（あるいは内国歳入法により別途定められる上限）を超えて普通株式を購入する権利を有さない。また、いかなる参加者も、ある購入日において（以下に定義される）最大株式数を超えて購入することはできない。運営者による別段の決定があるまで、最大株式数は（本プラン第14条による調整を条件とし）5,000株とする。 本プランに基づく発行可能な普通株式の最大数は、33,187,755株とする。 本プランの目的は、給与天引き又はその他の拠出を通し、適格従業員に当社の株式を取得する簡易な手段を提供し、当社の業務に対するかかる従業員の参加意識を高めることである。 当社は、本プランに基づく新株予約権を購入する権利を有しない。
新株予約権の目的となる株式の種類	イーベイ・インク 記名式普通株式(1株当たり額面金額0.001米ドル)(注1)(注2)
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株 全体で116,585株(見込数)(注2)(注3)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき 59.42米ドル（8,893円）（見込額）(注4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	6,927,500米ドル（1,036,838,925円）（見込額）(注5)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：59.42米ドル（8,893円）(注4) 資本金組入額：1株当たり0.001米ドル（0.1円） （発行価格については見込額）
新株予約権の行使期間	2025年10月31日、2026年4月30日、2026年10月30日及び2027年4月30日(注6)

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	モルガン・スタンレー・スミス・バーニー・エルエルシー（Morgan Stanley Smith Barney LLC） アメリカ合衆国10577 ニューヨーク州、パーチェス、ウエストチェスター・アベニュー2000
新株予約権の行使の条件	本プラン第8条、第9条、第10条及び第12条を参照のこと。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当なし
新株予約権の譲渡に関する事項	本プランに基づき付与された新株予約権は、譲渡することができない。
代用払込みにに関する事項	該当なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本プラン第14条を参照のこと。

(注1) 本新株予約権の目的となる株式は、新規発行株式を使用する場合がある。

(注2) 配当若しくはその他の分配、再編、合併、統合、結合、又は当社の普通株式若しくはその他の有価証券の償還若しくは交換、あるいは普通株式に影響を及ぼす当社の企業構造のその他の変更（本プラン第14(c)条に定義される株式再編を除く。）が生じ、本プランに基づき利用可能となることを意図した便益又は潜在的便益の希薄化又は拡大化を防ぐために適切であるとして、運営者により（その単独の裁量において）調整が決定された場合には、運営者は、公平であると考える方法で、本プランに基づき発行が授権されているが、未だオプションに基づく申込みのなされていない普通株式の数及びクラス（以下、総称して「リザーブ」という。）、最大株式数、各残存オプションの原資となる普通株式の数及びクラス、並びに未行使の各オプションの原資となる普通株式の1株当たり購入価格を調整するものとする。

(注3) プラン参加者は、新株予約権の購入日において、適用される購入期間中に承認した給与天引きにより積み立てた拠出金を用いて、(1)加入日（本新株予約権の割当日）、又は(2)購入日（本募集では2025年10月31日、2026年4月30日、2026年10月30日及び2027年4月30日）、における当社普通株式の公正市場価値の85%のいずれか少ない額に相当する購入価格により、当社普通株式を購入することができる。したがって、本届出書提出日現在、「新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、適用される加入期間における拠出金の最大見込額（本加入期間中の拠出金の最大見込額は、21,250米ドル（25,000米ドルの85%）に2（年）を乗じさらに適格従業員数（163人）を乗じた値とする。）6,927,500米ドルを、2025年2月14日の当社普通株式のNASDAQにおける終値69.90米ドル(10,462円)の85%の値(59.42米ドル(8,893円))で除することにより算出される。

(注4) 上記「新株予約権の行使時の払込金額」は未定である(注3参照)。そこで、説明の目的上、2025年2月14日におけるNASDAQにおける当社普通株式の終値69.90米ドル(10,462円)の85%の価格(59.42米ドル(8,893円))とした。なお、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」中の「発行価格」も同様に算出した。

(注5) 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は未定である(注3参照)。そこで、説明の目的上、加入期間におけるプラン参加者による拠出金の最大見込額とした。

(注6) 行使日において、本新株予約権は全て自動的に行使される。

(摘 要)

行使価額修正条項付新株予約券付社債券等の発行により資金の調達を使用とする理由

本プランの目的は、給与天引き又はその他の拠出を通し、適格従業員に当社の株式を取得する簡易な手段を提供し、当社の業務に対するかかる従業員の参加意識を高めることである。本プランに基づき発行可能な普通株式の総数の上限は33,187,755株であり、購入日に購入可能な株式数も本プランにより上限が定められている。したがって、本プランに基づく普通株式の発行により生じる希薄化効果は限定されている。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

条件等は本プラン及び取締役会又は取締役会の報酬委員会の定める所定の募集契約に記載されている。

提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし。

提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがある場合にはその内容

該当事項なし。

その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権は、本新株予約権の行使日である2025年10月31日、2026年4月30日、2026年10月30日及び2027年4月30日において、全て自動的に行使される。

いかなるプラン参加者も、本プランに基づく購入権の対象となる当社普通株式に関して、当社普通株式が購入され、プラン参加者へ交付されるまで、いかなる株主の権利も有さないものとする。本プランに基づき購入した株式を保有するプラン参加者は、配当金の支払いのために法的に利用可能な資金から支払われる取締役会が宣言した株式の配当を株式の保有割合に応じて受領する権利を有する。

株券の交付

新株予約権の行使により取得される株式は、本プランのブローカーにおいて自動的に開設された個別の保管振替口座に貸記される。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
6,927,500米ドル (1,036,838,925円) (注)	0米ドル (0円)	6,927,500米ドル (1,036,838,925円) (注)

(注) 当該金額は、日本における従業員全員が本プランに参加し、1年間の最大抛出限度額である21,250米ドルを抛出するのに十分な報酬を得たと仮定した場合の見込額である。

(2)【手取金の使途】

株式購入権の行使によって得られる差引手取総額の概算額6,927,500米ドル(1,036,838,925円)は、設備投資及び事業運営費支払等の当社の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支払時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

第2【売出要項】

該当事項なし。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本有価証券届出書に基づき募集される本新株予約権と同一の種類の証券（以下、本「募集又は売出しに関する特別記載事項」において「新株予約権」という。）の募集が、本邦以外の地域で並行して開始される予定である。以下は、かかる募集の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を記載したものである。

(1) 有価証券の種類及び銘柄

新株予約権証券。なお、当該新株予約権証券は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

詳細は、上記「第1 募集要項 - 1 新株予約権証券の募集 - (2) 新株予約権の内容等 - 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」を参照のこと。

(2) 新株予約権の内容等

(a) 発行数： 8,110,190個

（見込数。発行される新株予約権の数は、新株予約権の目的となる当社普通株式の数と等しい。）

（注） プラン参加者は、新株予約権の購入日において、適用される購入期間中に承認した給与天引きにより積み立てた抛出金を用いて、(1)加入日（本新株予約権の割当日。）、又は(2)購入日（本プランにおいて定義される。）（本募集では2025年10月31日、2026年4月30日、2026年10月30日及び2027年4月30日）における当社普通株式の公正市場価値の85%のいずれか少ない額に相当する購入価格により、当社普通株式を購入することができる。したがって、本届出書提出日現在、「新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、適用される加入期間における抛出金の最大見込額（本加入期間中の抛出金の最大見込額は、21,250米ドル（25,000米ドルの85%）に2（年）を乗じさらに適格従業員数（11,339人）を乗じた値とする。）481,907,500米ドル（72,127,095,525円）を、2025年2月14日の当社普通株式のNASDAQにおける終値69.90米ドル（10,462円）の85%の値（59.42米ドル（8,893円））で除することにより算出される。

(b) 発行価格（新株予約権1個当たり）： 0米ドル（0円）

(c) 発行価格の総額： 0米ドル（0円）

(d) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(i) 新株予約権の目的となる株式の種類：当社記名式額面普通株式（額面0.001米ドル）

（注）：新株予約権の行使により発行される株式は、新規発行株式である。

（注）：配当若しくはその他の分配、再編、合併、統合、結合、又は当社の普通株式若しくはその他の有価証券の償還若しくは交換、あるいは普通株式に影響を及ぼす当社の企業構造のその他の変更（本プラン第14(c)条に定義される株式再編を除く。）が生じ、本プランに基づき利用可能となることを意図した便益又は潜在的便益の希薄化又は拡大化を防ぐために適切であるとして、運営者により（その単独の裁量において）調整が決定された場合には、運営者は、公平であると考える方法で、本プランに基づき発行が授權されているが、未だオプションに基づく申込みのなされていない普通株式の数及びクラス（以下、総称して「リザーブ」という。）、最大株式数、各残存オプションの原資となる普通株式の数及びクラス、並びに未行使の各オプションの原資となる普通株式の1株当り購入価格を調整するものとする。

(ii) 株式の内容

- i. 配当権：当社の発行済優先株式に付帯する、株式に関して支払われるいずれの配当にも先んじて配当を受領する優先的権利による制約を条件として、株式の保有者は、配当金の支払いのために法的に利用可能な資金からの支払を取締役会が宣言した株式の配当を保有割合に応じて受領する権利を有する。
- ii. 清算権：清算権は普通株式には適用されない。
- iii. 償還権：償還権は普通株式には適用されない。
- iv. 議決権：各株式は、当社の普通株主による投票のために提案された全ての議案について1株につき1議決権を有するものとする。当社の定款に従い、取締役の選任に関し株式の保有者に対し累積投票の権利は付与されない。これは、発行済株式の過半数を保有する株主が、当社の普通株主による投票のために立候補している取締役全員を選任することができることを意味する（当該選任について投票権を有する唯一のクラス株式としての当社優先株式に関し発行済みのものはないと仮定する。）。

(iii) 株式の数

新株予約権の行使によって発行される普通株式の数は、各加入期間中、給与天引きによってプラン参加者から集められた金額を、当該加入期間における4つの各購入期間に関し有効な購入価格で除することによって得られる株式の数となる。

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：8,110,190株（見込数）

（注）：配当若しくはその他の分配、再編、合併、統合、結合、又は当社の普通株式若しくはその他の有価証券の償還若しくは交換、あるいは普通株式に影響を及ぼす当社の企業構造のその他の変更（本プラン第14(c)条に定義される株式再編を除く。）が生じ、本プランに基づき利用可能となることを意図した便益又は潜在的便益の希薄化又は拡大化を防ぐために適切であるとして、運営者により（その単独の裁量において）調整が決定された場合には、運営者は、公平であると考える方法で、本プランに基づき発行が授權されているが、未だオプションに基づく申込みのなされていない普通株式の数及びクラス（以下、総称して「リザーブ」という。）、最大株式数、各残存オプションの原資となる普通株式の数及びクラス、並びに未行使の各オプションの原資となる普通株式の1株当り購入価格を調整するものとする。

（注） プラン参加者は、新株予約権の購入日において、適用される購入期間中に承認した給与天引きにより積み立てた拠出金を用いて、(1)加入日（本新株予約権の割当日。）(本募集では2025年5月1日)、又は(2)購入日（本プラン

において定義される。) (本募集では2025年10月31日、2026年4月30日、2026年10月30日及び2027年4月30日)、における当社普通株式の公正市場価値の85%のいずれか少ない額に相当する購入価格により、当社普通株式を購入することができる。したがって、本届出書提出日現在、「新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、適用される加入期間における拠出金の最大見込額(本加入期間中の拠出金の最大見込額は、21,250米ドル(25,000米ドルの85%)に2(年)を乗じさらに適格従業員数(11,339人)を乗じた値とする。)481,907,500米ドル(72,127,095,525円)を、2025年2月14日の当社普通株式のNASDAQにおける終値69.90米ドル(10,462円)の85%の値(59.42米ドル(8,893円))で除することにより算出される。

(e) 新株予約権の行使時の払込金額： 新株予約権1個当たり59.42米ドル(8,893円)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額：481,907,500米ドル(72,127,095,525円)

(注)：配当若しくはその他の分配、再編、合併、統合、結合、又は当社の普通株式若しくはその他の有価証券の償還若しくは交換、あるいは普通株式に影響を及ぼす当社の企業構造のその他の変更(本プラン第14(c)条に定義される株式再編を除く。)が生じ、本プランに基づき利用可能となることを意図した便益又は潜在的便益の希薄化又は拡大化を防ぐために適切であるとして、運営者により(その単独の裁量において)調整が決定された場合には、運営者は、公平であると考える方法で、本プランに基づき発行が授權されているが、未だオプションに基づく申込みのなされていない普通株式の数及びクラス(以下、総称して「リザーブ」という。)、最大株式数、各残存オプションの原資となる普通株式の数及びクラス、並びに未行使の各オプションの原資となる普通株式の1株当たり購入価格を調整するものとする。

(注)：上記のとおり、「新株予約権の行使時の払込金額」は未定であるため、説明の目的上、2025年2月14日におけるNASDAQにおける当社普通株式の終値69.90米ドル(10,462円)の85%の価格(59.42米ドル(8,893円))とした。(上記(2)(d)-(iii)の注を参照のこと。)

(注)：上記のとおり、拠出額は未定であるため、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、説明の目的上、加入期間におけるプラン参加者による拠出金の最大見込額とした。(上記(2)(d)-(iii)の注を参照のこと。)

(f) 新株予約権の行使期間： 2025年10月31日、2026年4月30日、2026年10月30日及び2027年4月30日(以下、総称して「購入日」という。)

(注)：各購入日において、本新株予約権は全て自動的に行使される。

(g) 新株予約権の行使の条件：本プランを参照のこと。

(h) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額：

1株当たり0.001米ドル(0.1円)

(i) 新株予約権の譲渡に関する事項：本新株予約権は譲渡することができない。

(3) 発行方法：

本新株予約権は、当社及び指定子会社(日本を除く。)の適格従業員11,339名に割り当てられる。

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称：該当事項なし。

(5) 募集又は売出しを行う地域：

オーストラリア、ベルギー、カナダ、中国、チェコ、フランス、ドイツ、香港、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、韓国、ルクセンブルグ、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、シンガポール、スペイン、イス、タイ、英国、米国

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期：

手取金の総額： 481,907,500米ドル（72,127,095,525円）（注）

（注） 手取金の総額は、本新株予約権の発行価格の総額と全ての本新株予約権が行使された場合の払込金額総額（481,907,500米ドル（72,127,095,525円））を合算した金額から、発行諸費用の概算額（0米ドル（0円））を控除した額である。

手取金の使途： 本新株予約権の行使によって得られる差引手取総額の概算額481,907,500米ドル（72,127,095,525円）は、設備投資及び事業運営費支払等の当社の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支払時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 発行年月日：2025年5月1日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称：該当事項なし。

(9) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項：

（イ）当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質： 上記「第1 募集要項 - 1 新株予約権証券の募集 - (2) 新株予約権の内容等 - 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」を参照のこと。

（ロ）行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由： 上記「第1 募集要項 - 1 新株予約権証券の募集 - (2) 新株予約権の内容等 - 摘要」を参照のこと。

（ハ）当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容： 上記「第1 募集要項 - 1 新株予約権証券の募集 - (2) 新株予約権の内容等 - 摘要」を参照のこと。

（ニ）提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容： 上記「第1 募集要項 - 1 新株予約権証券の募集 - (2) 新株予約権の内容等 - 摘要」を参照のこと。

（ホ）提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがある場合にはその内容： 上記「第1 募集要項 - 1 新株予約権証券の募集 - (2) 新株予約権の内容等 - 摘要」を参照のこと。

（ヘ）その他投資者の保護を図るため必要な事項： 上記「第1 募集要項 - 1 新株予約権証券の募集 - (2) 新株予約権の内容等 - 摘要」を参照のこと。

(10) 第三者割当に関する事項： 該当事項なし。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他】

1【法律意見】

当社のアシスタント・セクレタリーであるグレッグ・カーバー氏より、次の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 当社は、デラウェア州法の下で適法に設立され、かつ正常な状態で法人として有効に存続している。
- (2) 本プランに基づく新株予約権の募集の授権に関する社内の手続きはすべて適式に完了しており、当該授権は完全に有効に存続しており、当該募集はアメリカ合衆国デラウェア州及びアメリカ合衆国の既存の法律に基づき適法である。
- (3) 当社は、本有価証券届出書の記述に従い、適法に新株予約権証券に関する募集を行うことができる。
- (4) 当社による及び当社のための本有価証券届出書（その訂正届出書を含む。）の関東財務局長に対する提出は適法に授権されている。
- (5) 松添聖史及び渡邊大貴各氏は、各々単独で当社を代理して本有価証券届出書（その訂正届出書を含む。）に署名し、関東財務局長に提出する行為その他、当社の日本における本プランの募集の届出に関する一切の行為につき、当社の日本における代理人として当社により適法に任命されている。

2【その他の記載事項】

目論見書「第一部証券情報」、「第4．その他」、「2．その他の記載事項」に、以下に掲げる「イーベイ・インク従業員株式購入プラン」の訳文を掲げる。

（和訳）

イーベイ・インク 従業員株式購入プラン

第1条 プランの制定 イーベイ・インク（以下「**当社**」という。）の取締役会（以下「**取締役会**」という。）は、当社が、（以下第4条に定義される）適格従業員に対し、当社の普通株式（以下「**普通株式**」という。）を購入するオプションを付与することを提案するため、ここに、この従業員株式購入プラン（以下本「**プラン**」という。）を制定するものである。本プランは、第23条に従い当社の株主による承認を条件として、2022年3月16日付で取締役会により修正及び改訂された（以下、かかる株主による承認日を「**改訂発効日**」という。）。

本プランは次の2つの要素((a)及び(b))を含む。(a)は、米国の1986年内国歳入法（その後の改正を含む。）（以下「**内国歳入法**」という。）の第423条に基づく「従業員株式購入制度」として適格であるという位置づけの要素（以下「**第423条コンポーネント**」という。）であり、その規定は、内国歳入法第423条の要件に合致する統一的で非差別的な方法によりプランへの参加を提供した制限するよう解釈されるものであり、(b)は、内国歳入法第423条に基づく「従業員株式制度」として適格との位置づけにない要素（以下「**非第423条コンポーネント**」という。）であるが、この場合、オプションは、適格従業員、当社並びに参加小会社及び参加関係会社（いずれも以下に定義される。）の税、証券法又はその他の目的を達成するために策定された、運営者（以下第3条に定義される。）が承認した規則、手続き又はサブプランに従って付与されることとなる。本プランに別段の規定のない限り、非第423条コンポーネントは、第423条コンポーネントと同様の方法で機能し、また運営される。

本プランにおいて、「**子会社**」とは、内国歳入法第424条(f)に定義されているとおり、現時点又は今後存在するものであるかを問わず、当社の「子会社企業」を意味する。「**参加子会社**」とは、第423条コンポーネントに参加する資格があるとして、随時運営者が指定する子会社を意味する。本プランにおいて、「**関連会社**」とは、(a)直接的又は間接的に、当社により支配され、当社を支配し、又は当社と共同で支配される事業体、及び、(b)当社が相当の持分を保有する事業体を意味するが、いずれの場合も、現時点又は今後存在するものであるかを問わず（疑義を避けるために、子会社も含まれる。）、運営者が決定する。「**参加関係会社**」とは、非第423条コンポーネントに参加する資格があるとプラン運営者が定めた関連会社を意味する。

改訂発効日現在、本プランに基づき発行される株式として、発行の為に当初留保された株式数に対し30百万株の増加を反映した普通株式合計33,187,755株が留保されている。かかる株式数は、本プラン第14条に基づき調整がなされる場合がある。

第2条 プランの目的 本プランの目的は、給与天引又はその他の拠出を通し、適格従業員に当社の株式を取得する簡易な手段を提供し、当社の業務に対するかかる従業員の参加意識を高めることである。

第3条 運営

(a)本プランは、取締役会の報酬委員会（以下「**運営者**」という。）により運営される。ただし、取締役会は、その単独の裁量により、プランの運営を決定できるものとし、その場合、プランの運営者とは取締役会を指すものとする。本プランの規定に従い、運営者はその単独の裁量により、本プランに基づき付与されるオプションに関連する一切の事項を決定する排他的権限を有する。かかる権限には、(i)本プラン及び加入契約又は本プランに関連するその他の文書若しくは契約について、解析、解釈し、その矛盾を調整し、欠陥を是正し、不足を補い、諸条件を適用させること、(ii)（事実判断を含め）、本プランに基づき提起された申立てを解決すること、(iii)本プランに基づく募集（本プラン第5条に定義される。）及びオプションの諸条件を決定すること、(iv)当該規則及び規定を策定、改正、中止、又は撤回し、また本プランの正しい運営のために適切と思われる代行業者を指名すること、並びに、(v)本プランの運営のために必要又は望ましいと運営者がみなすその他の決定を行い、その他の行為をなすことの権限が含まれるが、それらに限定されない。

(b)運営者は、その単独の裁量により、(i)プランに基づき別個の募集を指定すること、(ii)どの事業体が参加子会社又は参加関係会社であるかを決定すること、(iii)誰が適格従業員かを決定すること、(iii)募集期間及び購入期間（各用語は本第5条に定義されるとおりである。）の長さや期間を変更すること、(iv)募集期間又は購入期間中に給与天引又は拠出される金額の変更の頻度及び／又は回数を制限すること、(v)適切に提出された加入契約及び／又は拠出額の変更に関する当社の処理過程における事務上の誤りを調整するため、本プラン参加者の指定した額を超えて給与天引又はその他の拠出を許可すること、(vi)普通株式の購入に充てられる各プラン参加者の金額が、給与天引額又はその他の拠出額と適切に一致することを確実なものとするために、合理的な待機期間と調整期間及び／又は会計と預金手続きを設定すること、並びに(vii)運営者がその単独の裁量権により本プランに従い望ましいと判断するその他の制限又は手続きを策定すること、についての排他的な権限を有する。

(c)さらに、運営者は、米国外の法域の市民若しくは居住者である適格従業員及び／又は米国外で雇用されている適格従業員によるプランへの参加を許可するために必要又は適切な規則、手続き及びサブプランを採用することができるものとする。かかるサブプランの諸条件は、本プランの他の規定に優先される場合があるが、本プランに基づき発行するために留保された普通株式数を定めた本プラン第1条の規定を除くものとする。また、かかるサブプランの諸条件が別段に優先されない限り、本プランの規定がかかるサブプランの運営を支配するものとする。内国歳入法第423条の要件に反する限り、かかるサブプランは、非第423条コンポーネントの一部とみなされ、内国歳入法第423条に準拠することを本プランの諸条件により求められることはない。前述の一般性を制限することなく、運営者は、参加の適格性、参加者に対する報酬（第9条(b)に定義されるとおり。）の定義の米国外給与への適用、給与天引その他拠出の処理、給与天引の実行及びその他拠出額のプランへの充当、拠出額預金用の銀行口座又は信託口座の開設、利息の支払い、米ドル以外の通貨による給与天引及びその他拠出額に適用される為替レートの設定、給与税支払義務、受取人指定のための要件の決定、源泉徴収手続き並びに現地の適用要件により異なる株券の取扱いに関する規則及び手続きを採用することを明確に授權されている。

(d) 運営者による本プラン及びその規則等の解釈、並びに本プランに基づき運営者が成す一切の行為及び決定は最終的であり、関係する又は対象となる全当事者を拘束するものとする。運営者は、その判断により、その義務及び権限を当社役員又は従業員に委任することができる。

第4条 適格性

(a) 本第4条に別段の規定のない限り、また、第6条の要件に従うことを条件に、ある募集日（以下第5条において定義されるとおり。）において適格従業員である者は、本プランに参加する資格を有するものとする。

(b) 本プランにおいて、「**適格従業員**」とは、いずれの場合においても、当社又は参加子会社若しくは参加関係会社、政府機関、あるいは裁判所による以後の再分類に関わりなく、当社又は参加子会社若しくは参加関係会社の台帳上、従業員とみなされている者をいい、また、本条に記載される資格を条件とする。

(c) 本プランにおいて、かかる者が兵役休暇、病気休暇、あるいは当社又は該当する参加子会社若しくは参加関係会社の承認した正式なその他休暇期間の間、雇用関係は完全に継続しているとみなされる。ただし、かかる休暇については3か月を超えない場合に限るとし、あるいは、3か月を超える場合は、かかる者の再雇用の権利が法令により定められている場合、また、契約又は休暇期間後の再雇用の権利を規定する当社又は当該参加子会社若しくは参加関係者の書面による方針において合意されている場合に限るものとする。

(d) 前述の規定にもかかわらず、ある募集日に付与される全てのオプションに関し、適格従業員の定義に次の者は含まれないものとする。すなわち、ある者が (i) 当該募集期間の開始日の10営業日前に当社又は参加子会社若しくは参加関係会社に雇用されていない場合、及び／又は、(ii) 当該雇用者が、内国歳入法第424条(d)に基づき当該雇用者にその株式が帰属することとなる他者の分と合わせ、当社又は子会社の全種類の株式の議決権総数又は価値の5%以上の株式又はオプションを保有している場合、あるいは、本プランに基づき当該募集期間に関するオプションを付与された結果、当社又は子会社の全種類の株式の議決権総数又は価値の5%以上の株式又はオプションを保有することとなる場合。

(e) 運営者は、その単独の裁量権により、随時、（統一的で公正な判断により又は第423条コンポーネントにおけるオプションに関する米国財務省規則第1.423-2により認められる通り）、募集日に付与される全オプションについて、当該募集日の前までに、適格従業員の定義に次の(i)又は(ii)に該当する者が含まれるか否かを決定することができる。すなわち (i) 通常の1週間の勤務時間が20時間以内（又は運営者がその単独の裁量で定めるより短い時間）の者、又は (ii) 1暦年中の勤務期間が5か月（又は運営者がその単独の裁量で定めるより短い期間）を超えない者。第423条コンポーネントにおける募集において、かかる除外は、米国財務省規則第1.423-2(e)(2)(ii)に準拠し適用される。

(f) 第423条コンポーネントの場合、米国外の法域の市民又は居住者である適格従業員は、（かかる者が米国民若しくは従業員であるか、又は内国歳入法第7701条(b)(1)(A)における居住外国人であるか否かを問わず）、かかる適格従業員の参加が当該法域の法律により禁止されている場合、又は、当該法域の法律に準拠することで本プラン又は募集が内国歳入法第423条に抵触することとなる場合、（又は内国歳入法第423条においてかかる除外が認められる限りにおいて）、本プラン又は募集への参加から除外することができる。非第423条コンポーネントの場合、運営者が適格従業員の参加が好ましくない又は実施不可能と判断した場合、かかる適格従業員は本プラン又は募集から除外することができる。

(g) 本プランへの参加者は、その雇用が終了（第12条に詳細が規定される通り）した場合、募集期間中かかる参加者を雇用する事業体が関連会社ではなくなった場合、又は参加者が参加子会社若しくは参加関係会社ではない関連会社に異動した場合、適格従業員ではなくなる

第5条 募集、募集期間、購入期間

(a) 本プランにおいて「**募集**」とは、募集期間中の1つ以上の購入日（以下に定義される。）において本プランに基づき行使することのできるオプションに関する募集をいう。運営者による特段の定めのない限り、当社、参加子会社若しくは参加関係会社の適格従業員に対する各募集は、それぞれの募集の日付その他の条件が同一であっても別の募集（同募集の非第423条コンポーネントに基づく部分の諸条件は同一でなくとも構わない。）とみなされ、本プランの条項は各募集に別々に適用される。米国財務省規則第1.423-2(a)(1)において認められる限り、第423条コンポーネントにおけるそれぞれの募集の諸条件は同一でなくとも構わないが、本プラン及び募集の諸条件が米国財務省規則第1.423-2(a)(2)及び(a)(3)を満たす必要がある。

(b) 募集期間（以下に定義される。）の開始日までに運営者による特段の定めがない限り、(i) 本プランの各募集期間（それぞれを「**募集期間**」という。）は、各年の5月1日及び11月1日に開始し、各年の4月30日及び10月31日に終了する24か月間とし、また、(ii) 各募集期間は4つの購入期間（それぞれを「**購入期間**」という。）からなり、各購入期間

中、参加者の給与天引額又はその他の拠出額がプランに基づき積み立てられる。各募集期間の最初の営業日を「募集日」という。各購入期間の最終営業日を「購入日」という。

(c) 運営者は、募集における募集期間の長さの変更について、かかる変更の対象となる最初の募集期間の開始予定日から15日以上前までに発表する限り、株主の承認を経ずにかかる変更を行う権限を有する。前述にも関わらず、運営者は前述の募集期間に加え、他の募集期間を設定することができるものとし、その場合、適格性、参加、購入期間及び購入日の設定、並びに当該募集に基づくその他の権利に関する要件を含め、運営者の承認する特定の諸条件に従うことが条件となる。参加者は、一度に1つの募集期間にのみ申し込むことができる。

第6条 本プランへの参加

(a) 適格従業員は、当該募集日の5営業日前（又は運営者の設定するその他の時間枠）までに、申込契約（当社のオンラインのプラン登録プロセスから、又は、運営者の求める場合は紙面により）、及び又はその他の書類に記入し、その他、運営者の設定する本プランに基づく申込手順に従うことにより、本プランの参加者となることができる。

(b) 適格従業員が本プランの参加者となった場合、適格従業員は、(i) 本プラン第11条に規定されるとおり、本プランから脱退し若しくは脱退するものとみなされない限り、又は当該募集期間へのさらなる参加を終了しない限り、あるいは、(ii) 適格従業員ではなくなる限り、次の続く各募集期間に自動的に参加するものとする。かかる参加者は、法律上又は管理上の理由により運営者から求められない限り、本プランへの参加を継続するために、追加的な申込契約、書類又は手続きの完了を要求されることはない。

(c) 本プランの参加者の雇用が当社及び参加子会社間で異動する場合、又は参加関係会社間で異動する場合、かかる参加者の本プランへの参加は、本プランに基づき終了されない限り、また、本プランに基づき終了されるまで、継続するものとする。同様に、本プランの参加者が参加関係会社間で異動する場合、その本プランへの参加は、本プランに基づき終了されない限り、また、本プランに基づき終了されるまで、継続するものとする。本プランの参加者が、(i) 当社又は参加子会社から参加関係会社に異動する場合、あるいは、(ii) 参加関係会社から当社又は参加子会社に異動する場合、かかる参加者は、異動日をもって本プランから脱退するものとみなされ、積み立てられた給与天引額は、かかる異動日後、可及的速やかに当該参加者に対し返金される（第9条(e)に従い、無利息とする。）。かかる前参加者は、次の募集期間に、その時点で適格従業員であり、申込契約に記入し本第6条(a)に記載の手続きに従う限り、本プランに再登録する権利を有する。本第6条(c)の前述の規定にも関わらず、運営者は、内国歳入法第423条の適用ある要件及び本プランの諸条件に従い、当社及び参加子会社又は参加関係会社間の異動に関する追加規則及び/又は異なる規則を策定することができる。

第7条 オプションの付与 本プランの各参加者は、各募集期間の募集日に、また、いずれの場合においても、本プランの規定に従うことを条件に、募集期間中の各購入日に、（以下第8条に規定される購入価格により）普通株式を購入するオプションを付与されるものとするが、購入する普通株式数は、(a) 当該購入期間に積み立てられた参加者の給与天引額又はその他拠出額を(b) (i) 募集日における普通株式の公正市場価値の85%（ただし、普通株式の額面価額を下回らないものとする。）又は(ii) 購入日における普通株式の公正市場価値の85%（ただし、普通株式の額面価額を下回らないものとする。）、のいずれか低い方の価格で除することにより決定される数を上限とする。ただし、本プランに基づき付与されるオプションの原資となる普通株式の数は、(x) 当該購入日について第10条(a)に基づき購入できる最大株式数、又は、(y) 当該購入日について第10条(b)に基づき運営者が設定する最大株式数のうち、少ない方の数を超えないものとする。普通株式1株の公正市場価値は第8条に定められるとおりとする。

第8条 購入価格 募集期間中に購入される普通株式1株の購入価格は、以下(a)又は(b)の低い方の85%とする。

(a) 募集日の公正市場価値、又は

(b) 購入日の公正市場価値

本プランにおいて、「公正市場価値」とは、以下により決定される任意の日における普通株式1株の価値をいう。

(i) 当該普通株式がその時点でナスダック・グローバル・セレクト・マーケットに株式公開されている場合は、「ウォール・ストリート・ジャーナル紙」において報告された、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケットにおける決定日の終値

(ii) 当該普通株式が株式公開され、その時点で米国内の別の株式取引所に上場されている場合、「ウォール・ストリート・ジャーナル紙」に報告された、普通株式が上場又は認可されている主要株式取引所における決定日の終値

(iii) 当該普通株式が株式公開されているが、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケットには上場しておらず、また、米国の他の株式取引所での取引も認可されていない場合、「ウォール・ストリート・ジャーナル紙」に報告された、決定日における最終呼び値

(iv) 前述のいずれもが該当しない場合、運営者が誠意をもって決定する。

第9条 購入価格の支払い、給与天引の変更、株式の発行

(a) 普通株式の購入価格は、各購入期間において、参加者の報酬（以下に定義されるとおり。）から控除する給与天引によって支払うものとする。本第9条に規定のある場合を除き、参加者の報酬から控除される給与天引の額は、前述の第6条(a)に記載される申込契約の作成及び本プランへの登録時に適格従業員が決めるものとする。

前述の規定又は本プランに矛盾する条項がある場合にも関わらず、運営者は、給与天引が適用ある現地法において認められていない場合、給与天引に代わり、現金、小切手又はその他の手段によるその他の拠出を本プランに基づき行うことを許可することができるものとし、また、第423条コンポーネントに基づく募集の場合、かかるその他の拠出が内国歳入法第423条に基づき許容されるものであるかを決定する。

給与天引又はその他の拠出は、参加者の報酬から1%単位で行うことができ、報酬の2パーセント(2%)以上、10パーセント(10%)以下の割合若しくは運営者の定めるそれより低い割合とする。運営者は、拠出される額について、特定の金額(ドル)が指定されるか、又は当該給与日に支払われる適格報酬のパーセンテージとして指定されるか、又はそのいずれも可とするかを決定するものとし、最低パーセンテージ又は最低拠出額を定めることもできる。

給与天引は、募集期間の最初の給与支払日に開始し、本プランの規定に則り変更又は終了とならない限り、募集期間の最後まで継続するものとする。その他による拠出は、本条の前述の規定によりその他の拠出が認められているオプション及び/又は付与に関し運営者が定める時及び方法により行われるものとする。

(b)本プランにおいて、「報酬」とは、適用ある募集期間中に、当社、参加子会社又は参加関係会社により参加者が稼得又は参加者に支払われる次の形態の現金報酬をいう。すなわち、基本賃金、給与、残業手当(食事時間に代わり支払われる場合を含む。)、業績運動賞与又は功労金、コミッション、シフト勤務手当、言語手当、有休休暇及び休日に対する支払い、サバティカル期間の支払い、待機期間中の手当、出張費、遡及払い、オンコール/スタンドバイ手当、危険手当、弔慰金、陪審/証人義務手当、業務停止期間中の支払い、軍務休暇に対する支払い、内国歳入法第410条(k)又は第125条に基づき繰延べられた報酬、非適格繰延報酬制度に基づく分配金、残留特別手当、その他、内国歳入法第423条に基づき運営者が「報酬」と認める報酬。本プランにおける「報酬」には、転居手当、車通勤手当、グロスアップ支払、経費払戻金、食事手当、非適格繰延報酬制度に基づき繰延べられた報酬、退職制度/退職契約及び取決めにに基づく支払い、自宅待機期間その他解雇前の通知待機期間中の支払い、平衡交付金、退職給付金(退職に関連する未使用休暇の買取りを含む)、転居手当、経費払戻し、食事手当、通勤手当、遠隔地手当、当該法域の法律において減給が認められていない支払い(特定の法域における賞与保証を含む。)、入社一時金、非適格役員報酬、本プラン又はその他の株式プラン(当社若しくは関連会社のストックオプション制度、株式購入制度、制限付株式制度、制限付株式ユニット制度、繰延ストックユニット制度、その他類似制度を含むがこれに限定されない。)に従って直接又は間接に支払われる金額あるいはかかる報酬の代わりに支払われる現金、内国歳入法第423条に基づき運営者が「報酬」ではないと定めるその他一切の報酬を含め、本第9条(b)の最初の一文に含まない、又はその対象とならない形態の報酬は含まないものとする。運営者は、その単独の裁量により、各募集について、統一的かつ公正を基本とし、以後の募集について異なる報酬の定義を設定することができる。また、運営者は、米国外の給与名簿に記載された参加者に対し、本定義を適用することを決定する裁量権を有するものとする。

(c)参加者は、給与天引又はその他の拠出に関する新たな同意書を(当社のオンラインによるプラン手続きを通じ、又は運営者が求める場合は紙面により)作成することで、及び/又はその他の様式により、また、運営者が定める場合はその他の手続に従って、募集期間中の給与天引率又はその他の拠出を増減することができるが、その場合、新たな割合は、参加者がかかる変更を選択して後、手続き上可及的速やかに新たな割合が有効となるものとし、新たな割合は、以下に記載の方法で変更されない限り、残りの募集期間中、継続して適用されるものとする。給与天引又はその他の拠出割合にかかる変更は、募集期間中、いつでも行うことができるが、特定の購入期間中一回を超えて変更はできないものとする。

参加者は、給与天引又はその他の拠出に関する新たな同意書を(当社のオンラインによるプラン手続きにより、又は運営者が求める場合は紙面により)作成することにより、及び/又はその他の形態により、また、運営者が策定する場合その他の手続に従って、後続の募集期間中の給与天引率又はその他の拠出を増減することができるものとするが、かかる変更は、当該募集期間の開始15日前まで、又は運営者の設定するその他の期限までに行うものとする。

(d)参加者は、募集期間中、当社に対し給与天引又はその他の拠出の中止を(当社のオンラインによるプラン手続きを通じ、又は運営者が求める場合は紙面で)申請することにより、及び/又はその他の様式により、運営者の定めるその他の手続に従って、給与天引又は拠出のパーセンテージをゼロまで減らすことができる。参加者が減らすことを選択した場合、かかる選択は手続き上可及的速やかに有効となるものとし、以後、当該募集期間中、給与天引又は拠出は行われないものとする。かかる申請の有効日までに参加者の口座に積み立てられた給与天引額又は拠出額は、以下第9条(f)に従い普通株式の購入に充てられる。参加者は、給与天引又はその他の拠出をゼロに減額した募集期間中、給与天引又は拠出を再開することはできない。

(e)参加者の給与天引その他拠出額は、本プランに基づき、参加者のために維持される口座に積み立てられる。全天引額又はその他拠出額は当社の一般資金と合わせ預け入れられ、企業目的のために当社が使用するものとし、また、当社は、給与天引又はその他の拠出がなされる管轄法域の法律により求められていると運営者が判断しない限り、かかる天引額又はその他拠出額を分離しておく義務を負わない。給与天引又はその他の拠出がなされる管轄法域の法律により求められていると運営者が判断しない限り、かかる天引額又はその他拠出額に利息は発生しない。

(f)各購入日において本プランが有効であり、当該参加者が第11条(a)の要件に基づき募集期間から脱退していない限り、また、当該募集期間に関し参加者に付与されたオプションが購入日に行使可能である限り、当社は、その時点において参加者の口座に積み立てられた資金を、かかるオプションのために留保された1株単位の普通株式の購入に充てるものとする。1株当たり購入価格は、本プラン第8条に規定のとおりである。かかる株式の購入後に参加者の口座に残る現金は、(前述の第9条(e)に規定のとおり)無利息で、かかる参加者に現金で返金されるものとする。ただし、購入日において当該参加者の口座に残る額が普通株式1株を購入するために必要な額を下回った場合で、本プランにおいてロールオーバーが可能であると運営者が判断した地域においては、適宜、かかる額を、(前述の第9条(e)に規定のとおり)無利息で、次の購入期間又は募集期間に繰越することができる。かかるプランへの超過申込が発生した場合、当該購入日において株式の購入に使用されなかった全資金は、(前述の第9条(e)に規定のとおり)無利息で、当該参加者に返金される。当該購入日より前に本プランへの参加が終了した従業員のために普通株式が購入されることはない。

(g) 以下第9条(h)に基づき、当社は、当該購入日後可及的速やかに、参加者のオプションの行使により購入された株式を、かかる参加者のために発行するものとする。

(h) 本プランの参加者は、オプションが行使される時点で、又は本プランに基づき発行された普通株式の一部若しくは全部が処分された時点で（あるいは、かかる者に関連する課税事象が発生するその他の時に）、連邦、州、地方及び海外の所得税、社会保険、給与税、付加給付税、その他本プランへの参加に関連し、また法的に参加者に適用される（法的には当社又は参加者の雇用者に適用されるが、当社が単独の裁量で、参加者の適切な費用とみなす額を含む）追加税その他税務関連項目に関連し、当社又は参加子会社若しくは参加関係会社の源泉徴収義務のために適切な引当をなさなければならない。なんどきでも、当社又は参加者の雇用者は、当該参加者の賃金又はその他現金報酬から、当社又は参加者の雇用者が適切な源泉徴収義務（参加者による普通株式の売却又は早期処分に起因する、当社又は当社の参加者の雇用者が利用できる税控除又は税務便益に関する源泉徴収を含む。）を果たすために必要な額を控除することができるが、かかる控除は義務ではない。さらに、当社又は参加者の雇用者は、普通株式の売却益から控除することができ、また当社又は参加者の雇用者が適切とみなすその他の控除法により控除することができるが、かかる控除は義務ではない。

(i) 参加者の生存中、本プランに基づき株式を購入する参加者のオプションは、かかる参加者によってのみ行使可能である。かかる参加者は、オプションが行使され購入された株式が発行又は参加者の名義に書換えられるまで、かかるオプションの原資となる株式について、持分又は議決権を有さない。

第10条 購入される株に対する制限

(a) いかなる参加者も、当社又は子会社のその他全ての従業員株式購入制度に基づき当該参加者が株式を購入する権利と合わせた場合、参加者に付与されたオプションが未行使である各暦年中において、（募集日現在に決定される）公正市場価値で25,000米ドル（あるいは内国歳入法により別途定められる上限）を超えて普通株式を購入する権利を有さない。当社は、かかる制限を行使するため、必要に応じ、参加者の給与天引又はその他の拠出を自動的に中断するものとするが、当社が自動的にかかる給与天引又は拠出の受け付けを再開する場合、当社はかかる中止直前に行使されていたレートを適用するものとする。

(b) いかなる参加者も、ある購入日において（以下に定義される）最大株式数を超えて購入することはできない。運営者は、募集期間開始の30日前までに、その単独の裁量権により、ある購入日に従業員が購入することのできる最大株式数（以下「**最大株式数**」という。）を設定することができる。運営者による別段の決定があるまで、最大株式数は（第14条による調整を条件とし）5,000株とする。新たな最大株式数が設定される場合、次の募集期間開始日までに、かかる最大株式数を全参加者に対し通知するものとする。最大株式数は、前述の運営者による修正がなされない限り、後続の全購入日及び募集期間に適用されるものとする。

(c) ある購入日に本プランに参加する全参加者により購入される予定の株式が、本プランに基づき発行可能な株式数を超える場合、当社は実務上合理的に可能な限り、また運営者が公平であると判断する、できうる限り統一的な方法により、残存する株式を比例的に分配するものとする。この場合、当社は、影響を受ける各参加者に対し、参加者のオプションにより購入できる株式数が減少する旨、通知するものとする。

(d) 本第10条における制限により、参加者の口座に積立てられた資金のうち普通株式の購入に充てられない額は、当該購入期間終了後可及的速やかに、（第9(e)により）無利息でかかる参加者に返金されるものとする。

第11条 脱退

(a) 各参加者は、購入期間終了の15日前までに、又は運営者の定めるその他の期限内に、（当社のオンラインによるプラン手続きを通じ、又は運営者が求める場合は紙面で）脱退通知及び/又はその他の形態を完了することにより、また、運営者の定める場合は本プランからの脱退に関するその他の手続きに従うことにより、本プランにおける購入期間から脱退することができる。

(b) 本プランから脱退する場合、積立てられた給与天引額はかかる控除対象となった参加者に対し、（第9条(e)に基づき）無利息で返金され、本プランにおける当該参加者の利害は終了する。参加者が自発的に本プランからの脱退を選択した場合、かかる参加者は同一募集期間中に本プランへの参加を再開することはできないが、本プランの初回参加について定めた第6条の手続きに従い申込契約を完了することにより、かかる脱退以降に開始する本プランに基づく募集期間に参加することができる。

(c) 参加者がその時点で登録している募集期間の初日における普通株式の公正市場価値が、その後の募集期間の初日における公正市場価値より高い場合、当社はかかる参加者をかかる後続の募集期間に自動的に登録するものとする。かかるその後の募集期間の初日までに参加者の口座に積立てられた資金は、かかる後続の募集期間の初日の直前の購入日に株式を購入するために適用される。参加者は後続の募集期間に自動的に登録されるための何らかの書類を当社に提出する必要はないものとする。

第12条 雇用の終了 退職、死亡又は参加者が適格従業員であり続けることができないことを含む、何らかの理由により参加者の雇用が終了した場合には、本プランへのその参加は直ちに終了する。本プランの目的上、参加者の雇用は、参加者が従業員として積極的に役務を提供しなくなった日付で参加者の雇用は終了したものとみなされ、通知期間により延長されることはない（すなわち、積極的な役務には、契約通知期間又は「ガーデン・リープ」の期間又は参加者が雇用される又は、もしあれば、参加者の雇用契約の条件が積極的に役務を提供していない法的管轄の雇用法に基づき強制される類似の期間を含まない。）。運営者は、参加者が本プランへの参加の目的上、役務を積極的に提供しなくなった時を判断する排他的裁量を有するものとする。かかる場合において、参加者の口座の貸方にある資金は、かかる者に返還され、又はその死亡の場合には、無利息で（第9(e)条に従い）その法定代理人に返還される。

第13条 給与天引及びその他の拠出額の返還 本プランの参加者の持分が、離脱、雇用の終了その他により終了した場合、又は本プランが第25条に従い終了した場合には、当社は、無利息で（上記第9(e)条に従い）当該参加者の口座の貸方にある全ての給与天引又はその他の拠出額を参加者に引き渡すものとする。

第14条 資本の変動

(a) 配当金又はその他の分配金、再編、合併、統合、結合、当社の普通株式又はその他の有価証券の償還又は交換、又は普通株式に影響を及ぼす当社の企業構造のその他の変更（下記第14(c)条に定義される株式再編を除く。）が生じ、本プランに基づき利用可能となることを意図した便益又は潜在的便益の希薄化又は拡大化を防ぐために適切であるとして、運営者により（その単独の裁量において）調整が決定された場合には、運営者は、その公平であると考える方法で、本プランに基づき発行が授權されているが、未だオプションに基づく申込みのなされていない普通株式の数及びクラス（以下、総称して「**リザーブ**」という。）、最大株式数、各残存オプションによりカバーされる普通株式の数及びクラス、並びにまだ行使されていない各オプションによりカバーされる普通株式の1株当たり購入価格を調整するものとする。

(b) 株式再編の発生に関連して、かつ第14(a)条に反するものに拘わらず、各残存オプションを条件に、有価証券の数及び種類、並びにその1株当たり価格は、該当する場合、運営者により公平に調整される。本第14 (b) 条に規定される調整は、非裁量的であるものとし、最終的かつ影響を受ける参加者及び当社を拘束するものとする。

(c) “**株式再編**”とは、普通株式の割合（又は当社のその他の有価証券）又は普通株式の株価（又はその他の有価証券）に影響を与える、及び残存オプションに内在する普通株式の1株当たり価格に変動をもたらす、多額の臨時的現金配当を通じた株式分割、スピンオフ、ライツ・オファリング、臨時株式配当又は再資本化といった、当社及びその株主間の非相互取引（すなわち、当社が当該取引で放棄する対価又はリソースにおおよそ等しい、またこれらを交換する取引に関し、対価又はその他のリソースを受領しない取引）をいう。

(d) 当社の予定された解散又は清算の場合には、募集期間は、運営者により別途規定のない限り、当該予定された法的措置の完了直前に終了する。運営者は、かかる場合に、その単独の裁量を行行使し、その設定した日付で本プランが終了し、かつかかる終了前に本プランに基づき株式を購入する権利を各参加者に付与する旨を宣言することができる。

(e) (i) 当社が存続会社でない合併又は統合（完全所有子会社との合併又は統合、異なる法的管轄における当社の再法人化、又は当社の株主に大きな変動のない、又は本プランに基づく相対的株式保有及びオプションが後任の会社により引き受けられ、転換され、又は代替されるその他の取引を除く。かかる前提は全ての参加者を拘束する。）、(ii) 当社が存続会社であるが、当社の株主が当該合併直前にその株式を所有しなくなった、又は当社のその他の株式持分を所有しなくなった場合の合併（当社との合併において、合併する株主、又は合併する他の企業を所有している又は管理しているものを除く。）、(iii) 当社の資産の全て又は実質的に全ての売却、又は(iv) TOB若しくは類似の取引により当社の残存株式の50%を超える取得、売却、又は譲渡。別途運営者によりその単独の裁量による規定のない限り、本プランは、予定された取引の終了前に開始した募集期間に関し継続し、かつ株式は、各購入日の存続会社の株式の公正市場価値に基づき購入される。運営者は、かかる場合、その単独の裁量を行行使し、本プランが運営者により決定された日付で終了し、かつかかる終了前に本プランに基づき株式を購入する権利を各参加者に付与することを宣言することができる。

第15条 譲渡不可性 参加者の口座の貸方にある給与天引又はその他の拠出額、本プランに基づくオプションの行使又は株式の受領に関するいかなる権利も、参加者による割当、譲渡、担保その他いかなる形態による処分も行いうことができない（遺言、相続及び分配又は下記第19条に規定されるものを除く。）。割当、譲渡、担保又はその他処分によるかかる試みは無効であり、効力を有さないものとする。

第16条 処分の通知 第423条コンポーネントに基づき募集期間に買い付けられる株式が参加者の当社の株式プラン口座にない場合、各参加者は、当社に書面により、当該処分が、募集日から2年以内又は当該株式が買い付けられた購入日より1年以内に生じる場合、第423条コンポーネントに基づき当該募集期間に購入される株式を処分するかどうか通知するものとする（以下「**通知期間**」という。）。当社は、通知期間中いつでも、当社の名義書換代行会社に、当社に株式の譲渡を通知するよう要請する本プランに基づき取得した株式を表章する証書に関する説明を付すことができる。参加者が当該通知を提供する義務は、当該証書に関する説明があるか否かに拘わらず継続するものとする。

第17条 継続雇用の権利がないこと 本プラン及び本書に基づくオプションの付与のいずれも、当社若しくは参加子会社又は参加関係会社が雇用を維持する権利に従業員に付与するものではなく、又は当社若しくは参加子会社又は参加関係会社に当該従業員の雇用を終了させる権利を制限するものではないものとする。

第18条 通知 本プランに基づき、又は本プランに関連する参加者から当社に対するあらゆる通知又はその他の通信は、その受領につき当社により指定される場所、又は者により、当社により明記される形態で受領した場合に、適法になされたものとみなすものとする。

第19条 参加者の死亡 参加者が死亡した場合には、当社は、参加者の口座の貸方にある株式又はもしあれば現金を、参加者の遺産の執行人又は管理人に引き渡すものとし、又はかかる執行人若しくは管理人が任命されていない場合には（当社の知る限りにおいて）、当社は、その単独の裁量において、参加者の配偶者、又は1名若しくは複数の扶養家族若しくは血縁者に対し、又は配偶者、扶養家族若しくは血縁者が当社の知るところでない場合には、当社が指定するその他の者に対し、当該株式又は現金を引き渡すことができる。

第20条 株式の発行時の条件、株式の売却に係る制限 株式は、当該オプションの行使及びそれに従った当該株式の発行及び引渡し、1933年米国証券法（改正済）、1934年米国証券取引法（改正済）、それに基づき公布される規定及び規則、及び株式がその時点で上場することができる証券取引所又は自動値付システムの要件を含むがこれに限定されない、国内又は海外のあらゆる法律の適用規定を遵守しているのでない限り、オプションに関し、発行されないものとし、かつ当該遵守に関し、さらに当社の顧問の承認を条件とするものとする。

第21条第409A条 第423条コンポーネントは、規約第409A条の適用を除外され、かつ本書中の不明瞭な点は、第409A条の適用から除外されるように解釈されるものとする。非第423条コンポーネントは、短期繰延の例外に基づく第409A条の適用から除外されることを目的としており、不明瞭な点は、当該目的に従い捉えられ、解釈されるものとする。前述を推進するために、かつ本プランに反する規定に拘わらず、本プランに基づき付与されるオプションが第409A条を条件にする、又は本プランの規定が、本プランに基づくオプションに第409A条を条件にさせるものであると運営者が判断した場合には、運営者は、いずれの場合も、参加者の同意なく、運営者による修正又は行為が第409A条を侵害しない範囲においてのみ、本プランに基づき付与される残存オプション又は将来オプションを第409A条から除外させるために、又は当該オプションが第409A条を遵守できるようにするために、本プランの条件、及び／又は本プランに基づき付与される残存オプションの条件を修正することができ、又は運営者が必要又は適切と判断するその他の行為を行うことができる。前述に拘わらず、当社は、第409A条から除外される又は遵守することを意図する本プランに基づくオプションが、しかるべく除外されず、若しくは遵守されない場合には、参加者又はその他の当事者に責任を有さず、又はこれに関し、運営者によりなされる行為に責任を有さないものとする。

第22条税務上の資格 当社は、(a) 米国又は米国外の法的管轄の法律に基づく税務上の優遇措置の選択権の資格を得られるべく、又は(b)税務上の不利な取扱い（例えば第409A条に基づく）を回避するべく、努力を尽くすが、当社は、第21条を含む本プランに反するものに拘わらず、かかる旨の表明を行わず、かつ優遇措置を維持する又は不利な税務上の取扱いを回避する条項を明確に否認する。当社は本プランに基づく参加者への潜在的な負の税務上の影響を考慮することなく、その企業活動において、制約を受けないものとする。

第23条 株主の承認 本プラン（本書で示されるように修正及び改訂済）が取締役会により採択された後、本プランは改訂発効日に効力が発生する。本プランは、本プランが取締役会により採択された日より前又は後12ヶ月以内に適用ある企業法により認められる方法で、当社の株主の承認を受けることを条件とするものとする。本プランに基づくいかなる株式の購入も、当該株主の承認前に生じないものとする。本プランは、(a) 取締役会による本プランの終了（終了は取締役会によりいつでも生じさせることができる）又は(b) 本プランに基づく発行のために留保された普通株式の株式の全ての発行の、いずれか早い方が生じるまで継続するものとする。

第24条 準拠法 本プランは、デラウェア州の実体法（法令に抵触するものを除く。）に準拠するものとする。

第25条 本プランの修正又は終了 運営者は、いつでも本プランを修正又は終了させることができる。ただし、当該修正が以下となる場合には、当該終了が本プランに基づきこれまでに付与されたオプションに影響を及ぼさず、これまでに付与されたオプションに参加者の権利に悪影響を及ぼすような修正や変更を行わず、かつ当該修正の採用から12ヶ月以内（又は上記第23条により必要な場合、それよりも早く）に上記第23条に従い得られる当社の株主の承認なく修正を行うことができない。

(a) 本プランに基づき発行することができる株式数を増加させること、又は

(b) その従業員（又は従業員のクラス）が本プランに参加する資格を有する会社の指定を変更すること。

疑義を回避するために付記すると、本第25条に基づく訴訟を行う権限は、役員又はその他の従業員に委任することができない。前述に拘わらず、運営者は、本プラン又は募集期間の継続が、本プランが取締役会により採択された日に有効である財務会計上の取扱いと異なる本プランの財務会計上の取扱いとなる場合でも、運営者が望ましいと判断する修正を本プランに行うことができる。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2【統合財務情報】

該当事項なし。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部【追完情報】

第1 外国会社報告書の提出日以後の臨時報告書の提出

該当事項なし。

第2 外国会社報告書の提出日以後のその他の変更

2024年5月29日、当社は、以前に公表した通り、(1)Adevinta株式227百万株を現金24億米ドルと引き換えに、また(2)Adevinta株式177百万株を新設会社であるAureliaの株式177百万株（Aureliaの発行済株式の約18.3%持分、19億米ドル相当）と交換することによる、売却を完了した（これらの取引を総称して「本件取引」という。）。当社は、取引完了契約及びAurelia株主間契約の条項において定義された統治構造に従い重要な影響力を行使することができないため、Aureliaへの持分投資は測定代替案に基づき会計処理されている。Form 10-Kの「Equity investments without readily determinable fair values」を参照のこと。Adevinta株式の売却に関連した取引費用控除後の現金収入は、当社の連結キャッシュフロー計算書において投資活動に分類された。

本件取引に関連して、当社は未実現損失234百万米ドル及び実現利益78百万米ドルを当社の連結損益計算書の「株式投資及びワラントによる利益（損失）（純額）」に計上した。同時に当社は、Adevinta株式の売却による課税対象利益に関し、当社の連結貸借対照表において「繰延税金負債」を456百万米ドル減額し、「未払法人税」を458百万米ドル増額した。

同時に、上述の本件取引に関連して、当社は買い手であるAurelia UK Feederco Limitedに対して、Aurelia株式を購入するための6か月間のオプション（以下「Aureliaオプション」という。）を付与した。2024年11月、Aureliaオプションが行使され、当社はAurelia株式97百万株を現金10億米ドルと引き換えに売却し、当社の連結損益計算書の「株式投資及びワラントによる利益（損失）（純額）」に11百万米ドルの損失を計上した。当社は同時に、Aurelia株式の売却による課税対象利益に関連して、当社の連結貸借対照表の「繰延税金負債」を202百万米ドル減額し、「未払法人税」を198百万米ドル増額した。Aurelia株式の売却に関連した取引費用控除後の現金収入は、当社の連結キャッシュフロー計算書において投資活動に分類された。本件投資の公正価値は、2024年12月31日現在867百万米ドルであり、Aureliaの発行済株式の約8.3%に相当する。

2024年11月25日、当社の完全子会社であるeBay International Holding GmbHは、Aurelia Netherlands TopCo B.V.の普通株式96,745,804株を、イングランド及びウェールズ法に基づき設立された非公開有限責任会社であるAurelia UK Feederco Limitedに対し、現金約10.4億米ドルを対価として売却した。

2024年第4四半期、当社はAdyenワラントの第2トランシェの権利確定に必要な処理量のマイルストーンを達成した。権利確定後、当社は630百万米ドル相当のAdyen株式を108百万米ドルの現金と引き換えに購入するオプションを行使し

た。その後、当社は残りのAdyen株式を573百万米ドルで売却し、当社の連結損益計算書の「株式投資及びワラントによる利益（損失）（純額）」に57百万米ドルの実現損失を計上した。当社は同時に、Adyen株式の売却による課税対象利益に関し、当社の連結貸借対照表において「繰延税金負債」を114百万米ドル減額し、「未払法人税」を105百万米ドル増額した。ワラントの第2トランシェの行使に関連して支払われた現金及びAdyen株式の売却に関連する取引費用控除後の現金収入は、当社の連結キャッシュフロー計算書の投資活動に分類された。

2024年12月、当社はGmarketの残りの持分（323百万米ドル相当）を、取引費用控除後の現金322百万米ドルと引き換えに売却し、当社の連結損益計算書の「株式投資及びワラントによる利益（損失）（純額）」において、投資の公正価値の変動に関連する実現損失1百万米ドル及び未実現損失12百万米ドルを計上した。当社は同時に、Gmarketの売却による課税対象損失に関連して、当社の連結貸借対照表の「未払法人税」を119百万米ドル減額した。Gmarket株式の売却に関連した取引費用控除後の現金収入は、当社の連結キャッシュフロー計算書において投資活動に分類された。

第3 外国会社報告書の提出日以後の資本金の増減

年月日	資本金増減額 (単位：百万ドル)	資本金残高 (単位：百万ドル)
2023年12月31日	-	17,794
2024年12月31日	497	18,291

第4 外国会社報告書の提出日以後の事業等のリスクに関する変更

以下の記載を除き、本有価証券届出書提出日現在、2024年4月30日に提出した当社の外国会社報告書「第一部 - 第3事業の状況 - 3 事業等のリスク」の記載に関し重要な変更はない。

本項における将来に関する事項の記載は、いずれも本有価証券届出書提出日現在において判断したものである。

リスク要因サマリー

以下のサマリーは、当社の通常の事業活動において当社が曝されている主要なリスクの概要を示したものである。

事業、経済、市場及び業務に関するリスク

- 当社の業務上及び財務上の結果は、当社の事業、財務状況、業績及びキャッシュフロー、並びに当社の普通株式及び社債の取引価格に悪影響を及ぼし得る各種リスク及び不確実性にさらされている。
- 電子商取引において、世界中で次第に激化する競争が当社の事業を損なう場合がある。
- 当社は為替レートの変動にさらされており、当社の財務成績に悪影響を及ぼす可能性がある。
- 当社の国際的業務及びクロスボーダー取引への従事はリスクにさらされており、当社の事業を損なう可能性がある。
- 当社の事業は、地政学的事象、自然災害、季節的要因並びに当社のウェブサイト又はモバイルプラットフォーム及びアプリケーション上でのユーザーの利用時間若しくは取引を減少させる可能性のある、他のウェブサイトの利用増加を含むその他の要因により悪影響を受ける場合がある。
- 当社が急速な技術発展に追いつくことができない場合、又は新規のプログラム、製品及びサービスを提供するために革新的構想を取り入れ創り出すことを継続できない場合、当社の製品の利用及び収益は減少する可能性がある。
- 買い手及び売り手を保護するためのプログラムの変更により当社の費用及び損失率が増加する可能性があり、かかるプログラムを効果的に管理できない場合、当社の評判が損なわれる結果となる可能性がある。
- 当社の支払システム及び金融サービス提供物の運用及び継続的な開発には継続的な投資が必要であり、変化する法律、規制、規則及び基準に従わなければならない、当社の第三者プロバイダーへの依存に関連するリスクを含むリスクにさらされている。
- 当社は知的財産権を適切に保護又は行使することができず、当社が第三者の知的財産権を侵害しているとする当該第三者による現在進行中の主張に対抗できない可能性がある。
- 当社のMarketplaceプラットフォーム上の不正活動に効果的に対処できない場合、損失率が上昇し、当社の事業に悪影響を及ぼし、業者及び消費者の当社サービスに対する信頼とその使用を著しく低下させる可能性がある。
- サイバー攻撃及びデータセキュリティ違反並びにインシデントは、当社の評判を著しく低下させ、収益を減少させ、コストを増加させ、訴訟や規制上の罰則を招き、その他当社の事業に損害を与える可能性がある。

- ・ システムの不具合及びそれによる当社ウェブサイト、アプリケーション、商品又はサービスの利用の中断又はパフォーマンスの低下により、当社の事業が損なわれる可能性がある。
- ・ 当社の成功は主要な従業員に大きく依存している。主要な従業員の獲得競争は激しく、当社は事業を支えるために必要な高度に専門的な人材の雇用、保持、開発ができない可能性がある。上級管理職又はその他の主要な従業員が流出した場合、当社の事業は悪影響を受ける可能性がある。
- ・ 当社又は当社の売り手にサービスを提供する第三者との問題の発生やその価格の上昇により、当社の事業が損なわれる可能性がある。

規制及び法令リスク

- ・ 当社の事業は、広範かつ増加する政府規制及び監視の対象となっており、それにより当社の事業が悪影響を受ける可能性がある。
- ・ プライバシー、ユーザー・データの保護及びサイバーセキュリティの分野における新たな法律及び規制水準の高まりは当社の事業を損なう可能性がある。
- ・ 当社は、オンライン商取引を主目的としない法律及び規制の適用を受けており、これらの法律や規制の解釈により、当社の事業を損なう可能性がある。
- ・ 環境、社会及びガバナンス事項に関する当社の開示及び利害関係者の期待により、当社は追加の費用を負担したり、新たなリスクに直面する可能性がある。
- ・ 当社の事業が進化し、政府や規制当局が新規及び既存の法律を当社の事業モデルに適用しようとしているため、当社は定期的に訴訟や規制当局及び政府による照会、調査及び紛争の対象となっている。
- ・ 当社は、不公正な競争に係る法令の下、規制当局の調査及び/又は訴訟手続の対象となる可能性があり、かかる場合には、当社の事業が悪影響を受ける可能性がある。
- ・ 当社のユーザーが、海賊版若しくは偽造品等の権利所有者の知的財産権を侵害している疑いのある商品、違法な商品又は違法行為に使用される商品を含む、特定の商品を出品又は販売することにより、当社の事業が損なわれる可能性がある。
- ・ 当社は、当社のサービスを通じて流布された情報に関するリスクにさらされている。

金利及び債務リスク

- ・ 金利の変動及び金利に関する規制当局の方針の変更により、当社の財務成績が悪影響を受ける可能性がある。
- ・ 当社は多額の債務を有しており、将来的に追加債務が発生する可能性があるが、当社の債務を返済する上で十分なキャッシュフローを事業から生成することができない可能性がある。当社の債務の諸条件を履行できない場合、当該債務に係る期限の利益を喪失することにつながる可能性があり、それにより当社のキャッシュフロー及び流動性に悪影響が生じる可能性がある。

課税リスク

- ・ 当社の事業並びに当社の売り手及び買い手は、様々な法域において変化する売上税その他の税制に服する場合があり、それにより当社の事業が損なわれる可能性がある。
- ・ 当社は、予想を上回る税金負債を抱えることとなる可能性がある。

取引に関するリスク

- ・ 買収、処分、合併事業、戦略パートナーシップ及び戦略的投資が事業運営の困難を招き、その結果、当社の事業を損なう可能性又は当社の財務成績に影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 当社は、PayPalの分配の結果、賠償請求及び法的責任にさらされる可能性がある。

リスク要因

当社に影響を及ぼすリスクに関する重要な情報について、当社の事業、業績及び財務状況に影響を及ぼし得る下記のリスクの考察、並びに連結財務書類及びその注記並びにその他の情報を注意深く検討されたい。現在の世界的な経済事象及び状況並びに進化する規制当局の監視は、これらのリスクの多くを増幅する可能性がある。これらのリスクのみが当社に影響を及ぼす可能性のあるリスクであるとは限らない。本書の提出日現在、当社が認識していない又は重要と考えていないリスクが、当社の事業に悪影響を及ぼす重要な要因となる可能性もある。

事業、経済、市場及び業務に関するリスク

当社の業務上及び財務上の結果は、当社の事業、財務状況、業績及びキャッシュフロー、並びに当社の普通株式及び社債の取引価格に悪影響を及ぼし得る各種リスク及び不確実性にさらされている。

当社の業務上及び財務上の結果は、当社の事業歴中、四半期ベースで異なっており、以下のリスク及び本「リスク要因」で述べるその他のリスクを含め、各種要因の結果として引き続き大幅に変動する場合がある。

- ・ サイトへの訪問を当社の売り手の売上につなげる当社の能力
- ・ 費用の金額及び時期
- ・ 当社が売り手及び買い手を惹きつけ、維持することに成功すること
- ・ 当社の主要なカテゴリーから離れた関心へのシフトを含む、消費者の信頼感や裁量的支出傾向の変化
- ・ 当社の戦略の実行の成功及び当社の戦略における変更の影響
- ・ 当社が導入する可能性のある新しいサービス及び特長を含む、商品投入における時期及び成功
- ・ 当社のマーケティング努力の成功
- ・ 法的及び規制状況の変化を含む、競争及び産業の進展の影響並びにそれらの進展に対する当社の対応

当社の事業の急速に進化する性質に鑑みて、当社の業績の期毎の比較は有意でない場合があり、将来の成果を示唆するものとして依拠すべきではない。とりわけ各四半期の当社の純収益の実質的にすべてが、当該四半期中の販売に関わる取引から生じるものであることから、当社にとって当社の収益又は利益（損失）のレベル又はソースを正確に予測するのは困難なことである。収益の予測の固有の困難性により、純収益の割合として費用を予測することもまた困難である。当社の連結財務書類に反映されている純収益の割合としての四半期及び年次の費用は、これまでの又は予想されたパーセンテージと大幅に異なる場合がある。当社のビジネスモデルは消費者の支出に依存しているため、当社の業績はマクロ経済の状況の変化又はその不確実性に対し敏感である。当社の買い手は、裁量的購買力が低下したことがあり、将来的にもそうなる可能性があり、また、失業、インフレ又はインフレ圧力、増税、クレジット利用の減少、連邦経済政策の変更、パンデミックのような公衆衛生問題、世界経済の不確実性、為替レートの変動、消費者信頼感及び裁量購買品需要の低下、金利上昇、国際的関税及び貿易政策の変更、並びにウクライナ及び中東で継続している戦争などの地政学的事象を含む様々な要因の結果として、当社の売り手からの購入を減らす可能性がある。

電子商取引において、世界中で次第に激化する競争が当社の事業を損なう場合がある。

当社が営業を行っている事業及び市場は、激しく競合している。当社は現在及び潜在的に、消費者やマーチャントに同様の商品やサービスを提供するオンライン及びオフラインの様々な企業と競合しており、その中には当社よりも大きなリソース及び大きなユーザー・コミュニティを有する有名ブランドもある。インターネット及びモバイル・ネットワークは、あらゆる種類の品物及びサービスの販売のための新たな、急速に進化する、非常に競争力のあるチャネルを提供する。当社は二面性のある市場として競争を行っており、当社のプラットフォームを使用する買い手及び売り手の双方を惹きつけなければならない。当社を通じて商品及びサービスを購入又は販売する消費者は、多くのまた増加しつつある代替物を有しており、またマーチャントは、消費者に到達するより多くのチャネルを有している。当社は、競争は引き続き激化するものと予想している。これらのチャネルへの参入障壁は低い可能性があり、また事業は、商業的に利用可能なソフトウェアを用い、又は多くの成功した電子商取引、検索、広告又はソーシャルメディア企業と提携することにより、わずかな費用で、オンライン・サイト又はモバイル・プラットフォーム及びアプリケーションを容易に開始することができる。競合する環境における変化に対応するため、当社は、議論的となる又は売り手若しくは買い手の不満につながる可能性のある価格設定、サービス、方針若しくはマーケティングの決定又は取得を行ってきており、将来もそうする予定である。売り手又は買い手の不満の増加は、当社の収益創出モデル、費用又は事業運営に悪影響を及ぼす可能性があり、いずれも当社のプラットフォームの活動を減少させ、当社の評判及び収益性を損なう可能性がある。

当社は、オンライン及びオフラインの激化する競合のプレッシャーに直面している。特に、電子商取引及びモバイル商取引の、及び電子商取引及びモバイル商取引からの競合する基準及び予期されるサービスのレベルは、その他の要因の中でも、ユーザー体験の向上、商品購入が非常に容易になったこと、出荷費用の引下げ（又は無料）、出荷時間の迅速化及びより有利な返還方針により、大幅に向上している。また、Alibaba、Alphabet (Google)、Amazon、Apple及びMeta (Facebook及びInstagram)といった特定のプラットフォーム事業は、当社より大規模で、より大きなリソースを有しており、他の業界若しくは特定の重要な市場において支配的かつしっかりとした地位を有しており、又は当社が提供していないその他の商品及びサービスを顧客及びマーチャントに提供しており、消費者を当社のプラットフォームではなく彼らのプラットフォームに誘導し、固定させることができる。当社の売り手が商品を調達できない場合又は当社が消費者の期待に沿ったサービス・レベル（その一部は、当社のプラットフォーム上の売り手が提供するサービスに依存する）を提供できない場合を含め、当社が電子商取引及びモバイル商取引の市場の需要の変化を反映する方法で当社の製品、提供物及びサービスを変えることができない場合、当社は、より大きなプラットフォーム事業と効率的に競合し、変化に適応できず、当社の事業及び評判が苦境に陥る可能性がある。

その他の収益源又はより大きな収益源を有する競合業者はまた、当社よりも、マーケティング及びプロモーション・キャンペーン及び買い手の獲得により多くのリソースを充て、より積極的な価格方針を採用し、またより多くのリソースをウェブサイト、モバイル・プラットフォーム並びにアプリケーション及びシステム開発に充てることができる。その他の競合業者は、そのサイトのユーザー体験を向上させるような、より速い及び/又は無料の配送、同日配達、より条件の良い返品方針及びその他の優れた取引関連サービスを提供する場合があり、これは当社の売り手にとって実現可能でない又は効率的でない場合がある。競合業者は、より入念に特定の種類の商品に注力し人を惹きつけるコミュニティを構築する場合や、より早くかつより効率的に革新できる場合があり、また競合業者が効率的又はより低い費用のサービスを提供することができることにより、新たな技術がこれらの競合のプレッシャーを増加させる場合がある。

当社の競合業者の中には、支払処理、インターネット検索、ソーシャルメディア、大規模言語モデルを搭載した生成AI機能、出荷及び配送リソース並びにモバイル・オペレーティング・システムを含む当社の成功に重要な商品及びサービスをコントロールしている業者もある。かかる競合業者は、当社の競合する商品に影響を及ぼす方法で、その製品及びサービスに関連するサービスの価格決定、利用可能性、条件又は運営を操作する可能性がある。例えば、Alphabetは、ショッピングのプラットフォーム・サービスを提供しており、随時Googleでの検索から当社に導かれる検索トラフィックの量を

減少させるその検索アルゴリズムに変更を行っている。当社がかかるサービスにおけるオペレーションの変更を使用又は適合することができない場合には、当社はかかるサービスにより高い費用がかかり、統合又は技術的障壁に直面し、又は顧客を失い、それにより当社の事業を損なう可能性がある。

当社のプラットフォームにおいて商品を購入する消費者は、従来のデパート、倉庫、ブティック、ディスカウント及び総合スーパー（並びにこれらの従来の小売業者のオンライン及びモバイル運営）、オンライン小売業者及びその関連するモバイルによる提供、メーカーによる消費者への商品の直接販売、オンラインの統合並びに広告サービス、ソーシャルメディア・プラットフォーム並びにオフライン及びオンライン・ホームショッピング・ネットワークといった、その他のショッピング・チャネルを含め、規模又はリソースを問わず当社と競合する幅広い代替手段を有している。総合小売業に加え、消費者は当社のサイトで提供されている製品の1つ以上のカテゴリーに焦点を当てた多くのオンライン及びオフライン・チャネルも利用する場合がある。

当社のプラットフォームにおいて商品を購入する消費者はまた、Facebook Marketplace又はcraigslistのような、ソーシャルメディア、オンライン・アグリゲーション及び広告プラットフォームを含む、消費者が探しているものを見つけるためのその他のチャネルを提供する幅広いサービスを提案する多くの企業にも頼ることができる。これらの消費者はまた、Google Shoppingといったショッピング比較サイト、又はInstagram及びTikTokといった購入が可能なソーシャル・ネットワークを参考にも頼ることができる。競合他社は互いに提携し、当社単独の経験よりも顧客にとって魅力的な製品を開発したり、広告又はマーケティング戦略を実施したりする可能性がある。特定の市場においては、当社の固定価格の出品及び従来のオークション方式の出品のフォーマットは、ソーシャル・コマースや自由に販売できるビジネスモデルといったその他のフォーマットとますます競合している。当社は、製品検索エンジンを使用し、ユーザーが当社のサイトを見つけやすくする検索広告に支払を行っているが、これらのサービスはまた、他のオンライン・ショッピングの目的地にユーザーを迂回させる可能性を有している。これらの消費者はまた、水平検索エンジン又はショッピング比較ウェブサイトでの製品及びサービスの検索を選択することができ、かかるサイトはまた、ユーザーに他のショッピング目的地を送ることができる。さらに、売り手は、新規顧客を引き付けるために、Googleのような水平検索エンジンサイトの検索関連広告を含め、ますます複数の販売チャネルを活用している。

当社は、消費者がオンラインで商品を買収する際のAI技術の重要性が増すにつれ、生成AIは電子商取引の将来に大きな影響を及ぼすと予想している。当社が人気のある生成AIプロバイダーやAI技術を特定できなかったり、それらの技術を活用できなかったり、独自の技術を開発できなかったりした場合、当社の事業に損害が生じる可能性がある。例えば、消費者は、従来の検索エンジンを使用する代わりに、チャットボット、バーチャルアシスタント、又は大規模言語モデルを搭載したその他の生成AI技術を使用して商品を検索することがますます増える可能性がある。現在及び将来のAI技術が何らかの理由で従来の検索エンジンと同等にeBayに紹介を送らない場合、当社のプラットフォームを利用する買い手及び売り手のトラフィック量が減少し、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社のプラットフォームにおいて商品を販売する消費者及びマーチャントはまた、Amazon及びAlibabaといった一般的な電子商取引マーケットプレイス並びに個別の商品カテゴリーに焦点を当てたより専門的なマーケットプレイスを含め、多くの代替手段を有している。売り手はまた、Shopifyのようなマルチチャネル・サービス又はソーシャルメディア・プラットフォームといった代替チャネルを通じてその商品を販売することを選択することができる。消費者及びマーチャントはまた、その自己のサイトを設定して、その自己のサイトを通じて販売をすることができ、かつ当社のサービスを使用せずにオンライン広告を購入することを選択することができる。これらの代替手段又は専門サイトは、より迅速かつ効率的に魅力的な消費者体験を提供できる可能性があり、その結果、消費者が当社のMarketplaceプラットフォームから離れ、当社の事業が損なわれる可能性がある。

当社は世界的な展開力を有しているが、当社がその地域及び市場で有するよりも大きな現地顧客基盤又は大きなブランドの認知度を有する電子商取引企業が多く地域に存在する。それらの規模又はブランド認知度に関わらず、地域的競合他社は現地の文化及び商取引をよりよく理解し、現地の消費者が求める体験を迅速かつ効率的に提供するためにより良い地位を有する可能性があり、そのため当社のMarketplaceプラットフォームへの消費者のトラフィックが減少し、当社の事業が損なわれる可能性がある。当社は、発展途上国において、これらの又はその他の独自の強み（現地の規制当局とのつながりが強く、その下で効果的に運営を行うためのより優れた能力等）を有する現地の競合業者との競争が激化すると予想している。

当社の事業は、買い手と売り手の多様なグローバル・コミュニティに広くアピールするように設計されている。近年、当社の成長戦略は、フォーカス・カテゴリーと呼ぶ特定の専門カテゴリーをますます重視するようになっている。フォーカス・カテゴリーの例としては、自動車部品やアクセサリ、コレクターズ・アイテム、再生品、及び認証済高級品などがある。しかし、当社のフォーカス・カテゴリーに属する買い手や売り手は、しばしばユニークな商品やサービスのニーズを持っている。当社では、フォーカス・カテゴリーの消費者や幅広い消費者が求めるプラットフォーム体験を確実に提供するために、多大な時間とリソースを費やしている。そうすることで、これらの製品カテゴリーの買い手や売り手に対応するより小規模で専門的な電子商取引サイトと競合することになる。当社のMarketplaceプラットフォームは規模が大きく複雑であるため、当社はフォーカス・カテゴリーの買い手と売り手のユニークなニーズに専門的な競合他社ほど迅速かつ効率的に対応できない可能性がある。当社がフォーカス・カテゴリーやその他のカテゴリーで望まれる製品機能をタイムリーに提供できない場合、当社はこれらのカテゴリーにサービスを提供する専門競合他社に顧客を奪われる可能性があり、その結果、当社の消費者基盤が縮小し、当社の事業及び業績を損なう可能性がある。

当社は、広告付き出品（ファーストパーティによる広告提供）及び、より頻度は低いサードパーティ広告から、当社の収益の相当の金額を得ている。当社の広告収益の持続又は増加のため、当社は、当社のプラットフォームを通じて購入される広告の量を維持又は増加させる訴求力のある広告商品を顧客に提供し続けなければならない。広告支出に関し当社が効果的に競争できない場合、当社の事業及び業績が損なわれる可能性がある。

さらに、一定の製造業者又はブランドは、当社のサイトのようなオンライン・チャネルを通じたその製品の流通を制限又は停止しようとする可能性がある。製造業者は、一定の商品又はサービスのカテゴリーにおいて、契約上の義務又は電

子商取引を禁止する又は制限する既存又は将来の政府規制を利用することを試みる場合がある。製造業者はまた、販売業者が当社のプラットフォームで、又は一般的にインターネットで販売することを妨げるために、最低再販価格の維持又は最低広告価格契約の強制を試みる可能性があり、あるいはその他の代替手段と比較して当社の訴求力が欠けるような価格で販売業者が販売するよう試みる可能性がある。かかる又はその他の方針の採用により、当社の経営成績が悪影響を受け、市場シェアの損失につながり、当社のブランドの価値を低下させる結果となる可能性がある。

当社の主要な競合要因には以下が含まれる：

- ・ 買い手及び売り手を惹きつけ、保持し、かつ参加させる能力
- ・ 取引量及び価格並びに商品の選択
- ・ 売り手及び取引を信頼すること
- ・ 消費者サービス
- ・ ブランド認知度
- ・ コミュニティとの団結、交流及び規模
- ・ 使用しやすく、アクセスしやすいウェブサイト、モバイル・プラットフォーム及びアプリ
- ・ システムの信頼性及びセキュリティ
- ・ 迅速な配達及び無料の出荷及びリターンの顧客満足を含む、配達及び支払の信頼性
- ・ サービス料のレベル
- ・ 検索ツールのクオリティ

当社は、これらの要素において効果的に競争していると考えているが、上述した事業、チャネル及び売買の代替手段を含む競合他社が、世界又は重要な地域市場において、これらの要素においてより成功している可能性があり、当社のMarketplaceプラットフォームにおける買い手と売り手の数が減少し、当社の業績及び事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、為替レートの変動にさらされており、当社の財務成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、米国外の当社の純収益の約半分を生み出しているが、当社の財務成績は米ドルで報告しており、当社の財務成績は、外国通貨為替レート又は外国為替レートの変動の影響を受ける。当社の世界に焦点を当てたプラットフォームの多くの業績は、財務報告の目的上、該当する子会社の業績が現地の通貨から米ドルに換算されるため、外国為替レートの変動にさらされる。

当社は、随時当社の外国通貨換算エクスポージャーのヘッジ部分に対する取引を締結するものの、かかるエクスポージャーの効果を予測又は排除することは不可能である。外国為替レートの変動は、当社の財務成績に大きな影響を与える可能性があり、当社の普通株式及び社債の取引価格に大きな影響を及ぼす場合がある。

当社の国際的業務及びクロスボーダー取引への従事はリスクにさらされており、当社の事業を損なう可能性がある。

特に英国、ドイツ及びオーストラリアにおける当社の国際的な事業、及び大中華圏からのクロスボーダー事業は、近年、当社の売上高の約半分を生み出している。当社の外国における業務から収益を生み出し、国際市場を拡大する当社の能力についての不確実性に加え、国際的に事業を行う際に、以下のように内在するリスクがある。

- ・ インフレ圧力、金利上昇並びに現在ウクライナ及び中東で継続している戦争によりもたらされる経済的状況及び市況における不確実性及び不安定性
- ・ 消費者信頼感及び裁量購入品需要の低下に起因する不確実性
- ・ 現地の通貨で事業を行う能力を顧客に提供し、当社が限られた経験を有する又は経験を有さない現地の選好への当社の製品及びサービスの適応（例えば支払方法）を含む、当社の製品及びサービス並びに顧客データのローカライズに関連する費用
- ・ 経済及び貿易制裁、貿易障壁又はその他の対外貿易の制限並びに取引規則及び制限の変更（米国と他国との間の制限を含む。）
- ・ 距離、言語及び文化的相違の結果として多くの異なる外国における業務を発展させ、人員を配置し、かつ同時に管理することの困難さ
- ・ 厳しい現地の労働法及び規則
- ・ 信用リスク及びより高いレベルの支払詐欺
- ・ 利益の本国送金制限、外国通貨為替制限又は特定の通貨の外国通貨為替レートの極端な変動
- ・ 当社が共に事業を行う企業及び顧客に影響を及ぼす世界又は地域経済の状況
- ・ 政治的又は社会的混乱、経済的不安定性、抑圧、又は人権問題
- ・ 自然災害、（パンデミックを含む）公衆衛生問題、（ウクライナ及び中東で継続する戦争を含む）戦争行為及びテロを含む、地政学的事象
- ・ 輸送コストの変動、輸送及び受入能力の制限、並びにその他のサプライチェーンの混乱を含む、サプライチェーンの課題

- ・ 輸出入規制（当社のプラットフォームで提供される広範なカテゴリ及び商品における「de minimis値」、当社が事業を運営する又は当社のユーザーが所在する国における貿易政策及び関税、税関やその他の並行規制に関する、売り手の複雑な遵守事項を含む。）
- ・ 海外腐敗行為防止法といった米国法、及び政府高官に対する賄賂の支払いを禁じる外国法、並びにマネーロンダリング及びテロ活動の資金調達と闘うために策定された米国及び外国法の遵守
- ・ 反トラスト及び競争規則
- ・ 潜在的に不利な租税の動向及び結果
- ・ ソブリン及びその他の債務に関連する経済的不確実性
- ・ 異なる、不確実な、又はより厳格なユーザー保護、データ保護、データ国内化、プライバシー並びにAI及びその他のデータ及び消費者保護に関する法律並びに環境保護法
- ・ その他の政府規制に関連する又は現地の法律の遵守を求められるリスク
- ・ マクロ経済成長率の国家的又は地域的相違
- ・ 支払仲介に関する規則
- ・ 現地のライセンス供与及び報告義務
- ・ 売掛金回収の困難性の増加

当社の国際的な業務に適用される複雑な外国及び米国の法律及び規則の違反は、罰金、犯罪的行為又は当社、当社の役員、又は当社の従業員に対する制裁、当社の事業の遂行の禁止及び当社の名声を損なう結果となる場合がある。米国政府（財務省外国資産管理局及び商務省産業安全保障局を含む。）並びにその他の法域や国際機関は、当社及び当社の顧客が特定の国、企業、組織及び個人と貿易又は金融取引を行うことを禁止する制裁措置や輸出規制を課している。上記に掲げた悪影響に加え、これらの制限により、当社は特定の事業や資産の売却を要求されたり、特定の法域で事業を営む能力を制限されたりする可能性もある。輸出管理及び経済制裁に関する法規制は複雑であり、頻繁に変更される可能性があり、また、関連法規制の解釈及び施行には重大な不確実性が伴うため、当社が制御できない政治的及び／又はその他の要因に左右されたり、国家安全保障上の懸念が高まったりする可能性がある。当社はこれらの法律の遵守を推進するために策定された方針及び手続を実施しているが、当社の従業員、請負業者、代行会社又は顧客が当社の方針に違反しないという保証はない。これらのリスクは当社の国際的な業務に内在するものであり、拡大は国際的に事業を行う当社の費用を増加させ、かつ当社の事業を損なう可能性がある。

クロスボーダー取引は、当社にとって、収益及び利益の重要な源である。クロスボーダー取引はまた、中国及びその他様々な国といった、一定の重要な市場において、当社の主要な（又は時には唯一の）存在を示している。真正の製品、選択的流通ネットワーク及びインターネットに品物を載せている他の国の売り手の知的財産権に関する法律の解釈及び／又は適用は、国境を越えた商品の購入、販売、出荷又は返還に制限を課し、又はそれらの費用を増加させる可能性がある。国境を越えた商品の出荷は、しばしば国内の出荷よりも高く、かつ複雑である。税関当局による「de minimis」値の変更並びに第三者である売り手、流通プロバイダー又はオンライン・マーケットプレイスにおける税関当局の方針変更に伴う費用若しくは手数料の増加、関税、並びにその他、クロスボーダー取引の費用を増加させる又はクロスボーダー取引を制限し、遅延させ、又はより困難若しくは実行不能にさせる貿易政策は、当社の収益及び利益を減少させる場合があり、当社が事業を営む国におけるクロスボーダー取引に悪影響を及ぼす可能性があり、それにより当社のプラットフォームを利用する消費者の数を減少させ、当社の事業及び業績を損なう可能性がある。

いくつかの国が関税又はその他の貿易障壁若しくは制限及び国境を越えた商取引に影響を与えるその他の措置を検討しているか、又は実施しており、当社の事業やユーザーに悪影響を及ぼす可能性がある。米国は特定の外国製品に関税を導入しており、今後も追加関税を導入する可能性がある。例えば、2025年2月、米政権はカナダ及びメキシコからの輸入品に25%、中国（香港を含む）からの輸入品にさらに10%の関税を課す3つの大統領令を発布した。中国からの輸入品に対する関税は2025年2月4日に発効し、カナダ及びメキシコからの輸入品に対する関税は2025年3月4日まで停止された。このような関税は、基準値を下回る輸入品に対する関税及び税金の免税措置「de minimis」を撤廃するものである。「de minimis」ルールの撤廃は、そのような輸入品に関税を徴収するシステムの導入が実現するまでの間、一時停止される。このような措置は、米国と影響を受ける国々による貿易措置のエスカレーションを引き起こす可能性がある。例えば、中国からの輸入品に対する関税の発効後、中国は米国からの特定の輸入品に対する報復関税を発表した。さらに2025年2月、米政権は米国からの輸入品に課税している国に対して相互関税を課す計画を発表した。関税が実施される時期や方法、関税の額、範囲及び性質、米国が新たに課す関税又は追加関税の対象国、及び他国が米国からの輸入品に課す関税に関する動向は急速に進展しており、いつでも予期せず変更される可能性がある。

当社の買い手及び売り手が運営する又は商品を調達する国における貿易政策の進展は、当社のMarketplaceプラットフォームで国際的に販売される商品のコストに大きな影響を与える可能性があり、当社及び売り手がタイムリーに若しくはコスト効果の高い方法で商品を提供及び配送する能力を制限するか、又は当社のプラットフォームで商品を販売する当社の消費者の能力に悪影響を与える可能性がある。さらに、新たな貿易制限や変更された貿易制限に対応することは、費用と時間がかかり、当社の買い手と売り手にとって大きな混乱となる可能性がある。例えば、関税は一般的に商品の販売場所ではなく製造場所に基づいて適用される。このような区別は売り手を混乱させ、すべての消費者を満足させることができないプラットフォーム・ソリューションにつながる可能性がある。関税の支払いを計算する際に製造地を考慮する、コンプライアンスに準拠した配送サービスを早急に開発できなければ、当社のB to Cセラーが当社のプラットフォームを利用しなくなる可能性がある。しかし、そのようなサービスは、販売する商品のコストを上昇させることになるため、当社のC to Cセラーが当社のプラットフォームを使用することを思いとどまる可能性がある。

国際的な商品の売買コストの変化、又はそのような変化が差し迫っている若しくは将来起こりうるという一般的な認識さえも、消費者の信頼感及び当社プラットフォームを利用する消費者の数を減少させ、消費者を別の競合他社又は売買チャネルに向かわせ、当社プラットフォームでの売買の減少につながる可能性がある。そのような結果が生じた場合、当

社の消費者、事業、財務成績及び経営成績に重大な損害を与える可能性がある。当社は、変化する貿易政策に適応するため、これらの動向を注意深く監視しているが、いかなる悪影響も軽減できるという保証はない。

当社の事業は、地政学的事象、自然災害、季節的要因並びに当社のウェブサイト又はモバイルプラットフォーム及びアプリケーション上でのユーザーの利用時間若しくは取引を減少させる可能性のある、他のウェブサイトの利用増加を含むその他の要因により悪影響を受ける場合がある。

当社のユーザーは、幅広い分散及びその他の要因の結果として、当社のウェブサイト及び当社のモバイル機器のアプリケーションに費やす時間が少なくなる場合がある。これには、戦争（ウクライナ及び中東で継続している戦争を含む。）、戦争の脅威、社会的若しくは政治的不安又はテロ活動といった地政学的事象、自然災害、気候変動の物理的影響（干ばつ、洪水、山火事、激化する嵐及び海面上昇）、気候変動によるエネルギーコストの潜在的上昇、電力不足又は停電、感染症の大流行を含む主要な公衆衛生問題、裁量の消費支出の減少、ソーシャル・ネットワーキング又はその他のエンターテインメント・ウェブサイト又はモバイル・アプリケーション、人口の大部分の関心を捉える重大な現地、国又は世界的事象、及び各種要因による季節の変動が含まれる。これらのいずれか、又はその他の要因が、当社のユーザーに当社のウェブサイト若しくはモバイル・アプリケーションの使用又はそこでの取引を迂回させ若しくは妨げる場合には、当社の事業は著しく悪影響を受ける可能性がある。

当社が急速な技術発展に追いつくことができない場合、又は新規のプログラム、製品及びサービスを提供するために革新的構想を取り入れ創り出すことを継続できない場合、当社の製品の利用及び収益は減少する可能性がある。

急速で、重要な技術的变化が、当社が営業を行っている業界に引き続き立ち向かっており、当社は当社の事業への技術的变化の影響を予測することはできない。当社は、金融サービス及び広告提供物、並びに顧客の体験を強化するその他の特色等、成長を促進する新たな構想と革新の創造に引き続き努めている。新機能の開発は複雑で時間とコストがかかる可能性があり、新たな革新への投資が期待通りの事業的・財務的利益をもたらさない可能性がある。技術動向の予測又は特定に失敗した場合、又はそのような動向に適応するために適切なりソースを割くことができなかった場合、当社の事業は損害を被る可能性がある。

例えば、電子商取引における生成AIを含むAI技術の役割は増加している。買い手と売り手が、売買の意思決定をAIに依存する傾向が強まるにつれ、当社は、AI技術によるプラットフォーム紹介の重要性が時間の経過とともに高まっていくと予想している。特に当社は、大規模な言語モデルを使用して当社の製品やサービスを改善し、処理能力、独自のデータセット、機械学習モデル及びシステムなどの能力を構築・拡大するために、多大な資本及び経営における時間とリソースを投入している。当社は、効果的な能力を開発するのに役立つと思われる独自のデータセットを相当数保有しているが、多くの企業と同様、当社は生成AI分野への新規参入者である。当社は、生成AI能力の開発において、また当社のデータセット資産を他のAI技術とともに最適化し活用することにおいて、競合他社よりも遅く、効率的でない可能性がある。また、当社は、消費者が求めるAI技術を特定できなかったり、それらのAI技術に十分な投資ができなかったり、あるいは、それらの技術をタイムリーかつ効果的で法令を遵守した方法で当社の製品やサービスに組み込むことができなかったりする可能性がある。これらの結果、当社の事業が、その多くはまだ存在しないか特定されていない可能性がある競合他社と比較して競争上不利な状況に置かれる可能性がある。何らかの理由で、当社のMarketplaceプラットフォームへの十分なAI紹介の獲得、AI技術能力の獲得、開発若しくはライセンス、当社独自のデータセットの効果的な活用、又は、当社の買い手及び売り手にとって重要なAI機能の提供に失敗した場合、当社の買い手及び売り手、又はその両方がeBay以外の代替手段を選択する可能性があり、当社のプラットフォームのトラフィック若しくは利益、又はその両方が減少し、当社のビジネスに損害を与える可能性がある。

当社独自の構想及び革新に加え、当社は、新たな技術の開発及びアクセスにつき、いくつかの当社の競合業者を含め、第三者に一部依存している。当社は、当社が営業を行っている業界に適用される新たなサービス及び技術が引き続き浮上するものと予想している。これらの新たなサービス及び技術は、当社が現在当社の製品及びサービスに使用している技術より優れている場合もあれば、陳腐化している場合もある。新たな技術を当社の製品及びサービスに組み込むことは、多額の支出が必要となり、相当の時間が掛かり、かつ最終的にうまく行かない場合がある。例えば、生成AIは商業利用の初期段階にある急速に発展している技術であり、ある種の固有のリスクが存在する。当社のアルゴリズムが誤った結果（例：生成AIによる幻覚的行動）又は当社の評判、事業若しくは売り手と買い手に損害を及ぼす可能性のあるその他の予期せぬ結果若しくは行動（第三者が著作権を有する若しくはその他の保護されたコンテンツを含む。）を生み出すリスクがある。場合によっては、当社はオープンソースの生成AIソフトウェアやデータセットを使用しているため、知的財産の所有権を含む知的財産権に関する紛争又は著作権侵害に関する紛争が発生する可能性がある。

新たな、また変化する技術、業界全体の基準、並びに法律及び規則は、消費者が望むプログラム、製品及びサービスを当社がタイムリーに、効果的にかつ法令を遵守した方法で開発及び導入する能力に影響を及ぼす可能性がある。例えば、AIの規制環境はまだ不確実で進化しており、生成AIを含むAI技術を新たな又は既存の製品及び機能に開発・使用することで、政府若しくは規制当局の制限や監視、訴訟、倫理的懸念若しくはその他の複雑な問題が時間の経過につれて新たに発生し又は強化される可能性がある。将来における当社の成功は、新たな技術を開発する能力だけでなく、当社の消費者にとって重要な技術的变化並びにそれらの技術を管理する進化する法的、規制及び業界基準を特定し適応する当社の能力に左右される。業界標準又は法規制の変化により、当社の製品やサービスの一部が時代遅れになったり、他の消費者向け売買の代替サービスに対して競争上不利な立場に置かれたりする可能性がある。当社は、消費者が必要とする製品やサービスを消費者が必要な時に提供するための時間、資源又は経験が不足している可能性があり、その結果、当社のプラットフォームに買い手や売り手を引き付ける能力に影響を与え、当社の事業に損害を与える可能性がある。例えば、当社のAI技術は、当社の市場全てにおけるAI規制を遵守する必要がある。当社は、欧州連合や米国など特定の市場におけるAI規制は他の市場よりも厳しいと予想しており、AI規制が最も厳しい市場に注力していない企業と比較して、当社が不利な立場に置かれる可能性がある。当社がサービスを提供する各市場のAI規制を満たすAI技術を開発するためには、より多くの費用や時間がかかる可能性があり、これらの技術の複数の法令遵守バージョンを開発する時間リソースを当社が確保できる保証はない。

買い手及び売り手を保護するためのプログラムの変更により当社の費用及び損失率が増加する可能性があり、かかるプログラムを効果的に管理できない場合、当社の評判が損なわれる結果となる可能性がある。

当社のイーベイ返金保証プログラムは購入した商品を受取っていないユーザー又は掲載された商品と異なる商品を受取ったユーザーに補償を行うことを意図している。また、当社が支払機能を拡張するにあたり、不正な支払行為に対する売り手への補償に関連し損失のリスクにさらされる可能性がある。当社は今後もユーザーからの返金の請求又は返金されなければ訴訟を起こすとの脅しのメッセージを受取ることが予想される。売り手の詐欺又は不履行による責任に関する訴訟、立法又は規制は、事業遂行に関する費用を増加させることとなり、不利な判決若しくは和解又はその他当社の事業に損失を与える結果となる可能性がある。さらに、影響を受けるユーザーが規制当局に対し、当社に罰金又は禁止命令を含む措置を取るよう要求する可能性がある。

当社の決済プラットフォームへの移行後、買い手が自身の支払カード発行会社を通じて強制的に取引を取り消すことにより、当社は支払いに関するチャージバックによるコスト増を経験しており、今後も引き続き経験する可能性がある。このような強制的な取引取消しは、売り手による詐欺の疑い又は不履行を含むがそれらに限定されない様々な理由で行われる可能性がある。

さらに、当社のMarketplaceプラットフォームで提供される当社のサービス及び商品への買い手の信頼及び信用をさらに高めるため、当社は、Authenticity Guaranteeプログラムを含む真贋保証サービスを提供している。これらのサービスは当社の一部のカテゴリー及びマーケットで利用することができる。当社が商品の真贋保証のかんりの部分を依頼している第三者サービス提供者を含め、当社が真贋保証プロセスを効果的に管理できない場合、又は当社の買い手及び売り手がこれらのプロセスを評価しない場合、当社の評判が損なわれたり、当社が訴訟の対象になる可能性があり、当社にとって費用が高く時間がかかるものとなり、当社の事業が損なわれる可能性がある。

当社の支払システム及び金融サービス提供物の運用及び継続的な開発には継続的な投資が必要であり、変化する法律、規制、規則及び基準に従わなければならない、当社の第三者プロバイダーへの依存に関連するリスクを含むリスクにさらされている。

当社は、当社の支払ツールについて既存の能力を維持し、追加的な市場へと拡大し、当社の買い手及び売り手に新しい支払方法及びその他の種類の金融サービスを提供するため、これまでに社内のリソースを投資しており、また引き続き投資する予定である。当社が、当社のプラットフォームにおける支払ツールに適切なリソースを投入できない場合、又は当社の投資努力が成功しない、信頼できない若しくはシステム障害につながった場合、当社の支払及び金融サービスが正常に機能せず、競争的な提供速度を維持できない可能性があり、それらの利用及び当社のMarketplaceプラットフォームに悪影響を及ぼす可能性がある。将来的なエラー、失敗又は停止により、当社の支払システムに対する買い手及び売り手からの信頼を失う可能性があり、彼らが当社のMarketplaceプラットフォームの利用をとりやめる可能性がある。

何らかの理由により当社が新しい第三者支払サービス・プロバイダーに変更する場合、当社はかかる変更を支援するために膨大な金銭的及び人的資源を投入しなければならない可能性があり、又は適切な後任のサービス・プロバイダーを見つけれない可能性もある。当社の売り手及び買い手に対し新しい支払方法及び金融サービスを提供するため、当社は現在、追加的な規則及び遵守要件に従っており、不正行為及び規制リスクの高まりに直面しており、それにより営業費用の増加につながる可能性がある。

当社は、特にクレジットカード決済、支払支出、為替、身分証明の検証、制裁対象の選別、並びに不正行為の分析及び検知などのサービスの遂行のため、第三者サービス・プロバイダーに依存している。結果として、当社は第三者サービス・プロバイダーへの依存に関連した多数のリスクに曝されている。これらのサービス・プロバイダーのうちいずれか又は複数が適切な運用ができず、又はかかるサービス・プロバイダーが予定外に当社との関係を終了又は変更することとなった場合、当社の売り手が当社のプラットフォームを利用して注文若しくは支払いを受領する能力に悪影響を及ぼし、当社の費用の増加、売り手の当社のマーケットプレイスからの離反を促し、潜在的な法的責任が発生し、当社事業が損なわれる可能性がある。また、当社及び第三者サービス・プロバイダーは、時折サービスの停止を経験するかもしれない。当社のプラットフォーム上で行われる支払に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、かかる第三者サービス・プロバイダーのサービスに予期しない終了又は変更が生じ、それにより特定の不正の防止及び検知ツールの効果が失われる結果となる可能性がある。

当社の第三者サービス・プロバイダーは、将来当社に請求する手数料を引き上げる可能性があり、当社の営業費用が増加する可能性がある。またこれにより、当社は請求する手数料を引き上げなくてはならず、買い手又は売り手が当社のMarketplaceプラットフォームでの購入又は出品を減らしたり、又はアカウントを閉めて当社のプラットフォームから完全に撤退する可能性もある。

支払いその他の金融サービスは複雑かつ継続的に変化する法令に準拠する必要があり、法令は米国において世界的に異なる法域を横断して変化し又は変更される可能性がある。結果として、当社が提供する支払いその他の金融サービスに関する様々な認可・登録に関する法律並びにプライバシー及び秘密保護に関する法律の当社への適用の有無の判断並びに適用ある法律及び認可・登録規則の遵守について判断するために、当社は相当な時間と労力を割かなければならない。さらに、当社が必要な認可又は登録を取得若しくは維持できるという保証はない。当社又は当社の第三者サービス・プロバイダーが、支払い又は金融サービスに関する適用ある法律及び規則の遵守ができない場合又は遵守していないとの訴えがある場合、当社は相当なリソースを割かなければならず、賠償責任が発生し、特定の市場に参入する若しくは事業を継続する当社の能力が制限され又は妨げられ、当社の評判が傷つけられる可能性がある。加えて、米国その他の市場におけるクレジットカード又はデビットカードのインターチェンジ・レートの変更を含め、支払に関する規則又はその他の金融規制の変更により当社のプラットフォームでの支払いに悪影響を及ぼし、当社の支払システムの利益が減少する可能性がある。

さらに、当社は、第三者支払処理業者との契約に基づき、間接的に支払カード団体の運用規則及び認証要件にも服している。かかる規則及び要件は、PCIデータ・セキュリティ・スタンダード及び電子決済に関する規則を含め、当社が遵守することが困難になるような変更又は再解釈がなされる可能性がある。これらの規則及び認証要件に遵守できない場合、第三者支払処理業者に対する契約上の義務を履行する当社の能力に影響を及ぼし、潜在的な罰金につながる可能性がある。さらに、これらの規則及び要件の変更は、主要な支払カード供給業者による当社に対する指定の変更を含め、当社の事業運営を変更しなければならず、当社が支払カード又はその他の支払形式を受諾する能力が制限され又は失われる可能性があるが、それらのいずれかによって当社の事業が悪影響を受ける可能性がある。かかる変更により当社の法令遵守コストも増加する可能性があり、当社又は当社の売り手に対する手数料の引き上げにつながり、当社のプラットフォームでの支払い若しくは当社の支払サービス及びMarketplaceプラットフォームの利用に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の支払システムは、資金洗浄、テロの資金調達、詐欺及び制裁対象者への支払を含め、違法使用が行われやすい。かかる違法活動を制限するための当社の法令遵守プログラム及び内部統制が効果的でない場合、政府当局が当社に対し法的措置を講じ、或いは1つ以上の市場において当社が支払又は金融サービスを提供する能力を停止させる可能性がある。

当社は知的財産権を適切に保護又は行使することができず、当社が第三者の知的財産権を侵害しているとする当該第三者による現在進行中の主張に対抗できない可能性がある。

当社は、商標権、ドメイン名、トレード・ドレス及び企業秘密を含む知的財産権の保護が当社の成功に重要であると考えている。当社は、米国内外において適用ある法令並びに様々な行政手続きに基づき、当社の知的財産権の保護を目指している。当社はまた、商品及びサービスの提供又は取得において当社の占有的権利を保護するため、従業員及び請負業者との間で締結する秘密保持及び発明の譲渡契約並びに当社が事業を行う相手方との間で締結する機密保持契約などの契約上の制限にも依存している。

しかしながら、当社の商品及びサービスが利用可能な全ての国において効果的な知的財産権保護が可能なのではなく、契約上の取決め及びその他当社が知的財産権を保護するために取る手段は、第三者が当社の知的財産を侵害若しくは不正使用することを防げず、他社により同等若しくはそれを超える知的財産の独自開発を阻むことができない可能性もある。商標、著作権、特許、ドメイン名、トレード・ドレス及び企業秘密の保護は、維持に高額な費用がかかり、法的手続きを要する場合がある。当社の所有権に対し特許による保護が利用できない若しくは取得できない可能性、又は特許出願に対して特許が発行されない可能性がある。当社は当社の知的財産権及びその他の所有権を、多数の法域において保護しなければならないが、かかるプロセスは費用と時間がかかり、全ての法域で成功するとは限らない。また、当社は当社の占有的権利の無断使用の範囲を発見又は決定できないかもしれない。当社は、当社の商標又は著作物などの一部の占有的権利を、過去に他者に対しライセンスを許諾したことがあり、将来においてもライセンスを許諾する可能性がある。これらのライセンス被許諾者が当社の占有的権利の価値を減少させる又は当社の評判を傷つける行動を取るかもしれない。当社の知的財産権を適切に保護又は行使できない場合、或いはそのために多額の費用がかかる場合、当社の事業に重大な損害を及ぼす可能性がある。

第三者は時折、当社がその知的財産権を侵害していると主張しており、今後も他者が主張する可能性がある。さらに、当社は他者の特許を侵害しているとして繰り返し訴えられてきた。当社は様々な特許訴訟の被告になっており、今後も他の特許訴訟又はその他の知的財産権訴訟の被告に指名される可能性がある。これらの請求は、当社の製品とサービスがその範囲と複雑さを拡大し続けているため、当社の事業の様々な側面に関係している。このような主張は当社及び／又は当社の顧客（顧客は当社との契約に基づき契約上の補償を受ける権利を有する。）に対して直接的又は間接的に提起される可能性があり、買収や事業分離の結果、又は新たな事業分野に参入する場合、当社はこのような主張にさらされる可能性が高まる。

また、当社は、第三者の知的財産権を侵害する売り手のコンテンツに関し当社に責任があると当該第三者が主張するリスクにも直面している。デジタル・ミレニアム著作権法、ランダム法及び通信品位法などの法律が裁判所によって解釈されるにつれ、また、当社が事業範囲を拡大し（当社が提供する商品やサービスの範囲と地理的な事業展開の両面において）、当社のようなオンライン仲介者の潜在的責任に関する基本法が不明確であるか又はあまり有利でない法域の法律の適用を受けるようになるにつれ、当社はこの種の第三者からの主張に対してより脆弱になる可能性がある。このような主張は、それが正当なものであるか否かにかかわらず、防御と解決に時間と費用がかかり、当社の事業方法に高額な変更を必要としたり、又は不利な条件で高額なロイヤリティ契約若しくはライセンス契約の締結を求められる可能性がある。

ソフトウェア産業における知的財産所有者及び商品の数が増加し、またかかる商品の性能が重複しているため、さらに当社が買収又はライセンスを通じて技術を取得しているため、当社はますます特許訴訟並びに著作権及び商標権の侵害申立てを含むその他の侵害申立ての対象になる可能性がある。例えば、生成AIを含むAI技術を取り巻く知的財産の所有権及びライセンス権については、米国の裁判所若しくは米国政府により又は国際的な法律若しくは規制により、十分に対処されておらず、第三者の生成AI技術やそれらの関連するデータセットを当社の商品やサービスに利用若しくは採用した場合、知的財産権の侵害若しくは不正使用の申立てを受けることにつながったり、第三者に対する当社の権利の行使ができなくなるにつながらる可能性があり、いずれの場合も当社の事業及び財務成績に損害を与える可能性がある。当社が「オープンソース」ソフトウェアを使用する場合、以下の条件を含む特定の不利な条件が課される可能性がある：(i) オープンソース・ソフトウェアを組み込み若しくは使用して、オープンソース・ソフトウェアに基づき作成した修正若しくは派生物のソースコードを一般に公開すること、(ii) 特定のオープンソース・ライセンスの条項に基づいて、当該修正若しくは派生物のライセンスを供与すること、(iii) オープンソース・ソフトウェアを使用して派生した技術革新の知的財産権を放棄すること、又は(iv) オープンソース・ソフトウェアを組み込んだ当社製品を低価格若しくは無料で提供すること。一部のオープンソース・ライセンスの条項の解釈を規定する判例又は指針はほとんどないため、これらの条項が当社の事業に及ぼす潜在的な影響は不確実であり、これらの条項の実施により、当社の製品又はサービスに関して予期せぬ義務又は制限が生じる可能性がある。オープンソース・ソフトウェアの作者又は当社が使用又はライセンス供与しているオープンソース・ソフトウェアを配布しているその他の第三者が、当社が該当するライセンスの条件を遵守していなかったと主張した場合、当社はそのような主張に対する防御のために多額の訴訟費用を負担し、多額の損害賠償を請求される可能性があり、オープンソース・ソフトウェアを使用又は配布している当社製品の提供を差し止められたり、当社独自の

ソースコードを公開するよう求められたり、第三者からライセンスを取得するよう求められたり、又はオープンソース・ライセンスに準拠するか、オープンソース・ソフトウェアを組込まないように製品を再設計することができるまで、不利な条件を遵守するよう求められたりする可能性がある。上記のいずれかが発生した場合、当社製品の提供能力に支障をきたし、当社の事業、収益及び財務成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

これら又はその他の知的財産権に関する申立ては、直接、当社に対し、及び／又は契約上の義務によって若しくは事業上の事項としての当社の選択により当社が補償を行う当社の顧客に対し、なされる場合がある。かかる申立ては、価値があるか否かにかかわらず、防御及び判決に時間及び費用がかかる可能性があり、また当社に対し、事業運営の方法に費用のかかる変更を求めたり、高額なロイヤルティ又はライセンス契約を締結し、事業運営の一部を停止すること、又は不利な判決の充足又は申立ての示談のために多額の支払を行うことを求めたりする可能性があり、これらのいずれかによって当社の事業が損なわれる可能性がある。

当社のMarketplaceプラットフォーム上の不正活動に効果的に対処できない場合、損失率が上昇し、当社の事業に悪影響を及ぼし、業者及び消費者の当社サービスに対する信頼とその使用を著しく低下させる可能性がある。

当社は、当社のプラットフォーム上の不正行為に関し評判及びその他のリスクに直面しており、購買契約をしたものの商品を受け取っていない、又は買い手が購買契約を結んだ商品の支払いを受け取っていないといった苦情を買い手や売り手から周期的に受ける。一部ヨーロッパ及びアジアの法域では、買い手は一定期間、売り手からの購入を取下げの権利も有する場合がある。他のユーザーへの義務を履行しないユーザーのアカウントを一時停止できる場合もあるが、当社は、返金保証による当社の保護プログラムを通じて以外、ユーザーに対し、（登録されている支払方法が失敗した場合などに）支払いを要求したり、又は商品の配送を要求したりする能力を常に有しているわけではない。当社では、不正行為の発生を検知し削減するため、また、買い手及び売り手の不快な経験を防ぎ買い手及び売り手の満足度を上げるため、身分証明による売り手の評価や取引履歴をベースとする買い手及び売り手双方の評価など、様々な方策を実施している。これらの方策は、不正行為が検出された場合に買い手と売り手の活動を制限又は停止することを可能にし、売り手が販売した商品の代金を受け取れない状況を減らすことを目的としている。しかしながら、当社の取組みが現在及び将来において全ての不正行為を防ぐ上で、また売り手、買い手その他の参加者の満足度を上げる上で効果的であることを保証することはできない。これらの方策によって不正行為への対処が効果的にできない場合、買い手及び売り手は当社のMarketplaceプラットフォームへの信頼を失くし、結果として当社の評判及び業績が損なわれる可能性がある。不正行為に対応するため追加措置を講じる場合、売り手や買い手に対する当社サービスの魅力が損なわれかねず、新たなユーザーの取り込み、現時点のユーザーの引き留めが難しくなり、当社の評判が損なわれ、当社のブランドの価値が下がる結果となる可能性がある。

サイバー攻撃及びデータセキュリティ違反並びにインシデントは、当社の評判を著しく低下させ、収益を減少させ、コストを増加させ、訴訟や規制上の罰則を招き、その他当社の事業に損害を与える可能性がある。

当社及び当社のサービス・プロバイダーは、取引情報、身元情報、生体情報、健康情報、支払い情報及び財務情報など、当社のユーザー及び従業員から大量の機密情報、個人情報及び機微情報を収集、保管、使用、保持、開示、移転、及び処理している。さらに、相当数の当社ユーザーは、全ての取引及び当社又は場合により当社が金融サービスに関して利用する第三者サービス・プロバイダーのフィーについて、カード口座から直接支払うことを当社に許可している。当社及び当社のサービス・プロバイダーは、様々なサイバーセキュリティの脅威及びリスク、又は不注意による及び意図的なデータ侵害やインシデントに直面している。サイバーセキュリティの脅威には、当社又は当社のサービス・プロバイダーのネットワークやデータ・センターを攻撃する悪質なソフトウェア・プログラム、ソーシャル・エンジニアリング、フィッシング、クレデンシャル・スタッフィング、ランサムウェア、サービス拒否若しくは低下攻撃、並びに当社、当社の従業員、ユーザー及びサービス・プロバイダーに対する同様のタイプの攻撃など、多様な形態がある。当社は企業規模が大きく、機密情報を大量に保有しているため、従業員やサービス・プロバイダーによる不注意若しくは意図的なデータ開示、システム若しくはアクセスの誤用、不正アクセス又はその他の不適切な行為によるリスクもある。当社による生成AIツールの使用が増加することによっても、サイバーセキュリティ・インシデント、プライバシー違反及び当社の知的財産若しくはその他機密情報の不注意による開示が発生する可能性が高まる可能性があり、そのいずれかにより直接的又は間接的に当社の事業、業務及び評判に損害が生じる可能性がある。さらに、当社の社内セキュリティ方針、手続及び慣行が何らかの理由により失敗した場合、データへの不正なアクセス、使用又は開示のリスクが生じる可能性がある。

当社や同業他社に対するサイバー攻撃は増加しており、こうした攻撃はますます巧妙になっている。当社は従業員に対してサイバーセキュリティ・トレーニングを実施している。例えば、定期的な従業員トレーニング、機密データを扱うチームのスキルアップ、リーダー向けの特注トレーニングや卓上演習を実施している。当社はまた、このようなインシデントからシステムを保護することを目的とした方針、手続、技術的、物理的及び管理的なコントロールも実施している。しかし、どのようなトレーニングやプログラムも、そのような攻撃やインシデントに対する絶対的な保護を提供することはできない。例えば、2014年には、最大1億4,500万人のユーザーの記録を含むデータベースへの不正アクセスを含む重大なデータ侵害を経験した。過去2年間、当社はデータ侵害を経験し、規制当局に報告したが、これらの最近の事象が重大なものであったとは考えておらず、罰則又は制裁を受ける結果とはなっていない。しかし、将来の事象が当社の事業、業績又は評判に重大な影響を及ぼす可能性がある。

将来の攻撃は、特にAIの急速な発展により、ますます巧妙で高度な標的型になる可能性が高い。昨年中には、AIが生成したある会社のリーダーのなりすまし音声を使ったハッカーによる当社に対する標的型攻撃が失敗に終わった。当社はこの種の攻撃は今後も続き、進化していくものと予想している。当社の情報技術及びインフラは、ランサムウェア攻撃を含むサイバー攻撃、又はセキュリティ・インシデントに脆弱であることがこれまでにもあり、また将来も脆弱である可能性がある。また第三者が、当社のシステムに保存されている又は当社のシステムを通じてアクセス可能な、支払い及び財務データを含む当社の従業員及びユーザーのデータにアクセスできる可能性がある。

サイバー攻撃、侵害若しくはデータインシデントが実際に発生した場合若しくは未遂に終わった場合、又はそのような攻撃、侵害若しくはインシデントに関する根拠のない噂が世間で流れた場合であっても、当社の事業、評判、財政状態又

は経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。このような攻撃、侵害又はインシデントが当社の事業に重大な悪影響を及ぼすためには、当社がそれらの攻撃の直接の標的である必要はない。例えば、主要なサービス・プロバイダーに対するサイバー攻撃若しくはそのサービス・プロバイダーが使用しているソフトウェアの脆弱性により、当社のサービスが中断されたり、又はそのサービス・プロバイダーに委託しているユーザーや従業員のデータが危険にさらされたりする可能性がある。当社はサービス・プロバイダーのリスク評価を実施しているが、サービス・プロバイダーを管理しているわけではなく、彼らのデータセキュリティを監視する能力も限られているため、サービス・プロバイダーのセキュリティ対策が適切であることを保証することはできない。さらに、当社及び当社の従業員、ユーザー及びサービス・プロバイダーも、サイバー攻撃、侵害又はその他のインシデントを、当該インシデント発生から相当の期間発見できない可能性があり、当該インシデントから生じる不利な結果を増幅させる可能性がある。

当社はサイバーセキュリティ保険に加入しており、サービス・プロバイダーとの契約に合理的な契約上の保護及び補償を盛り込むよう努めている。しかし、保険契約又はサービス・プロバイダーとの契約に基づいて当社が回収する金額は（もしあれば）、サイバーセキュリティやデータ侵害の責任及び損失並びに当該インシデントが引き起こす当社事業の評判に対する損害について当社を適切に補償するのに十分でない可能性がある。

システムの不具合及びそれによる当社ウェブサイト、アプリケーション、商品又はサービスの利用の中断又はパフォーマンスの低下により、当社の事業が損なわれる可能性がある。

当社のシステムは、ハードウェア及びソフトウェアの欠陥又は機能不全、コンピューターのサービス拒否及びその他のサイバー攻撃、人的ミス、地震、ハリケーン、洪水、火災、自然災害、長期間続く干ばつ、停電、通信サービスの中断、詐欺、軍事又は政治紛争、テロ攻撃、コンピューター・ウイルス又はその他の出来事により、サービスが中断又は低下する可能性がある。当社のシステムはまた、侵害、破壊行為、そして意図的な破壊行為の対象ともなっている。当社のシステムの中には十分に冗長的ではないものもあり、当社の障害回復計画は全ての不測の事態に十分とは言えない。

当社はシステム障害、サービス拒否攻撃、人為的過誤及びその他、当社のMarketplaceプラットフォーム（当社の支払サービスを含む。）の可用性を妨げ、又はその速度や機能を低下させる事象や状況をこれまでに経験しているが、今後も継続する可能性がある。これらの事象はこれまで収益の損失につながっており、今後も同様であろう。加えて、当社のAIの利用は技術的に非常に複雑であり、高度な専門知識を必要とする。当社又は第三者プロバイダーのAIシステム若しくはインフラに中断若しくは障害が発生した場合、当社の業務に遅延又はエラーが発生する可能性があり、その結果当社の事業及び財務成績に悪影響が及ぶ可能性がある。当社のウェブサイト及びモバイル・アプリケーション又は支払サービスの可用性の長期にわたる中断又は速度や機能の低下は、当社の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当社のサービスが頻繁に又は継続的に中断された場合、既存又は将来のユーザーが当社のシステムの信頼性が低いと判断し、競合他社への切り替えや当社サイトの回避を招き、当社の評判やブランドに永続的な損害を与える可能性がある。さらに、システム障害又は同様の事態が当社の顧客又はその事業に損害をもたらした場合、これらの顧客はその損失について相当の補償を当社に要求する可能性があり、かかる請求は、たとえ成功しない場合でも、当社にとり多大な時間と費用がかかる可能性がある。当社はまた、第三者から提供された設備、部品及びサービスに依存しており、これらの部品又はサービスが当社の要求に沿わない場合、又はかかる第三者がサービス又は設備の提供を中止した場合、当社の事業は重大な悪影響を受ける可能性がある。特に、第三者のホスティング・プロバイダーにより当社の使用設備の閉鎖が決定された場合、システムの中断や遅延が発生し、重要なデータが失われ、当社のサービスが長期にわたって中断される可能性がある。当社は、事業中断保険をかけているが、システム障害及び同様の事象の結果発生する当社サービスの中断から生じる可能性のある損失について当社が十分な補償を受けられない可能性がある。

当社の成功は主要な従業員に大きく依存している。主要な従業員の獲得競争は激しく、当社は事業を支えるために必要と高度に専門的な人材の雇用、保持、開発ができない可能性がある。上級管理職又はその他の主要な従業員が流出した場合、当社の事業は悪影響を受ける可能性がある。

当社の将来の業績は、上級管理職並びに有能なエンジニア及び製品開発担当者を含むその他の主要な従業員が継続的に当社で業務を続けること、また、彼らを当社が雇用し、保持し、そして意欲を高めることができるかに大きく依拠する。とりわけ当社の本社があるシリコンバレーでは、有能な人材の獲得競争が激しく、十分な資格を有する従業員を惹きつけ、統合し、又は保持することに成功しない可能性がある。特にインターネットやハイテク業界で雇用を決定する際に、従業員は、制限付株式ユニット等の株式報酬を含め、その雇用に関連して受け取る報酬の総額を考慮することが多い。また、当社従業員の雇用及び保持は、従業員が自分の居場所だと感じられるような居心地の良い職場環境を当社が構築及び維持できるかに大きく依拠する。当社株式の株価の変動等により当社の株式報酬又はその他の報酬プログラムが競争的でないとみなされたり、当社の職場環境が居心地が良いとみなされない場合、従業員の雇用、保持、動機づけが難しくなる可能性があり、当社の事業が悪影響を受ける可能性がある。また、移民に関する法的若しくは規制的發展により、当社が人材を惹きつけ、雇用し、維持する能力に影響を及ぼす可能性がある。当社は、当社の主要な人材と長期雇用契約を結んでおらず、買収の一環として引き受ける可能性のある保険以外に「主要人材」の生命保険契約を保持していない。当社の上級管理職又はその他の主要な従業員のいずれかの流出があった場合、又は適格な上級管理職及びその他の主要な従業員を引き付けることができない場合、当社の事業に悪影響が及ぶ可能性がある。当社の事業は主に組合化されていないが、米国外ではいくつかの労使協議会があり、米国内の当社子会社の1社において従業員の一部が組合化されている。米国内を含め、かなりの数の従業員が組合化又は関連する活動を行った場合、状況の変化に対応し、労働者の代表と新しい関係を築くために必要な費用の増加やその他の業務上の変更が発生する結果となる可能性がある。

さらに、当社は2024年1月に発表したように、過去に人員削減を含むリストラ計画を発表したことがあり、将来においても同様の発表を行う可能性がある。このようなリストラ計画、人員削減又はその他のコスト削減策は、経営陣の注意をそらし、従業員の士気や離職率に悪影響を及ぼし、雇用主としての当社の評判を損なう可能性があり、優秀な人材を惹きつけ、維持し、意欲を高めることや当社の企業文化を維持することが困難になる可能性が高まる。また、かかるリストラ計画後の人員の減少及びさらなる離職が発生した場合、歴史的、技術的又はその他の専門的知識の喪失を原因とする場合を含め、当社の計画実行の難易度を高める可能性があり、それにより当社の事業、見通し及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社又は当社の売り手にサービスを提供する第三者との問題の発生やその価格の上昇により、当社の事業が損なわれる可能性がある。

多くの第三者が当社又は当社の売り手にサービスを提供している。これらのサービスには、出品を自動化し管理するセラーツール、出品を管理し在庫管理ソフトウェアと連結するマーチャントツール、売り手が商品をリスト化するのを支援するストアフロント、当社のプラットフォームで販売される商品を配達する配送業、支払及び金融サービス、商品の真贋保証サービス、AI技術（生成AIを含む。）の使用及び開発のために当社が用いるサービス、並びに検索エンジンやソーシャルネットワークなどの第三者トラフィック・ドライバーなどが含まれる。財務上又は規制上の問題、労働問題（ストライキ、ロックアウト、労働力不足若しくは休業など）、又はこれらの企業が当社又は売り手にサービスを提供することを妨げるその他の問題が生じた場合、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社及び当社の売り手並びに顧客にサービスを提供する会社による価格の上昇、又はサービスの終了、混乱若しくは中断もまた、当社のプラットフォーム上の出品数を減少させるか、又は当社の売り手による取引の履行をより困難にし、その結果、当社の事業が損なわれる可能性がある。また、国内外の配送及び郵便料金の引き上げにより特定の売り手の商品の競争力が低下する可能性があり、また、郵便サービスに変更及び中断があると、一部売り手はより高額で、遅く又は不便な代替手段を利用せざるを得なくなり、その結果、当社サイトでの取引数が減少し、当社の事業に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社は、一部顧客サポート、支払及び金融サービス、製品開発機能及び当社の商品の真贋保証サービスの一部を含め、一部の機能を第三者プロバイダーに委託しており、かかるプロバイダーは当社の事業運営に極めて重要である。当社サービス・プロバイダーのパフォーマンスが十分でない場合、当社の事業運営は中断し、ユーザーの不満を招き、当社の事業は損なわれる可能性がある。

直接当社に又は当社の売り手にサービスを提供している第三者が好条件でのサービス提供を継続しない、又は全く継続しない可能性がある。第三者の中で、破産の結果の場合を含め、当社又は当社の売り手に対し、受入れられる条件によるサービスの提供を中止する者が出た場合、当社は、他の第三者から代替物を適時に効率的に、また好条件で、又は全く受けることができない可能性がある。

規制及び法令リスク

当社の事業は広範かつ増加する政府規制及び監視の対象となっており、それにより当社の事業が悪影響を受ける可能性がある。

当社は、消費者保護、データ・プライバシー及びデータセキュリティ要件、責任あるAI要件、知的財産所有権及び違反、盗難品、偽造品、安全でない商品又はその他eBayのポリシーで禁止されている商品、租税、反トラスト及び反競争、輸出入要件及び制限、反汚職、労働及び雇用、広告、デジタル・コンテンツ、不動産、支払及び金融サービス、請求書、電子商取引／マーケットプレイス又はオンライン・プラットフォームの責任、プロモーション、サービスの質、通信、流通及び輸送、モバイル通信及びメディア、環境包装材及び廃棄物並びに気候関連規制、エネルギー消費、健康及び安全に係る規制、アクセシビリティ、並びにマネーロンダリング及びテロ活動への資金調達と闘うことを意図した法律及び規則を含む、多くの分野で当社の国内及び国際的な業務に影響を及ぼす法律及び規則に服している。また、当社の支払機能の継続的な開発及び拡張の結果、当社が上記分野又は新たな分野でさらなる規制に服することとなり、今後もそれら規制の対象となる可能性がある。

これらの法律、規則及び類似の要件の遵守は、面倒で費用がかかり、かつ法域毎の差異及び不一致は、法令遵守及び事業遂行費用をさらに増加させる場合がある。かかる費用は、これらの法律及び規則における又は解釈における変更の結果として、将来生じる場合があり、個別に、又は全体として、当社の製品及びサービスを当社の顧客にとってより魅力的なものにし、1以上の地域への新たな製品又はサービスの導入を遅らせ、又は当社にその事業慣行を変更又は制限させる可能性がある。当社は、適用ある法律及び規則を確実に遵守するために策定された方針及び手続を実施しているが、当社の顧客、従業員、請負業者、又は代行会社がかかる法律及び規則又は当社の方針及び手続に違反しないという保証をすることはできない。当社のMarketplaceプラットフォームを利用した第三者による行為に関連するものを含め、かかる違反の責任を当社が負う場合、当社は金銭的な処罰を受ける可能性があり、その内容によっては、当社にとって重大なものとなる可能性がある。さらに、かかる違反の結果として、当社の評判が損なわれる可能性がある。

規制当局や民事訴訟当事者は、彼らが規制対象、非合法又は安全でないと主張する製品を当社のプラットフォームで第三者が販売したことについて、当社に責任を負わせようとするのが頻繁にある。例えば、司法省（以下「DOJ」という。）は環境保護庁（以下「EPA」という。）のために、大気浄化法、有害物質規制法及び連邦殺虫・殺菌・殺鼠剤法に違反すると彼らが主張する製品の販売について当社が責任を負うとする民事訴訟（現在控訴中）を継続している。さらに、当社は第三者販売業者から購入した製品が身体に害を与えた又は財産に害を与えたという消費者からのクレームにもさらされている。当社は、それらに基づいて訴訟が提起される制定法及び慣習法の理論は当社のビジネスモデルに適用されないため、並びに／又は、米国の合衆国法典第47編第230条、EUのデジタルサービス法（以下「DSA」という。）第6条に基づくホスティングの防御及び英国の2002年電子商取引規則第19条を含む様々な法律の下で当社が責任から保護されているため、このような主張から保護されていると考えている。しかし、これは当社がそのような主張から損失を被らないことを保証するものではない。例えば、司法省との2024年の和解合意に基づき、当社は5,900万ドルを支払い、司法省の規制薬物法違反の申し立てを完全に解決するために、当社のサービス条項に違反する出品の監視に関する強化されたプロセスを導入することに合意した。さらに、規制当局が当社に対してこのような申し立てを行った場合、当社はしばしば、当社のプラットフォームの利用者、株主及びその他の利害関係者から追加の民事訴訟に直面することがある。その結果、第三者による販売に関する規制上の責任を制限又は回避することに成功した場合でも、多額の追加訴訟費用に直面することがしばしばある。

重要なことは、法域によって法律が異なることであり、これらの保護に異議を唱える訴訟や、これらの保護を縮小又は撤廃する立法案や規制案が増加していることある。第三者による販売に関する法的責任から当社を保護する法律及び規制の不利な変更、又はそのような法律及び規制の不利な解釈若しくはそれらに関する訴訟により、当社は多額の民事又は刑事上の損害賠償を負う可能性があり、当社のMarketplaceプラットフォームで許可できる品目が制限され、当社のビジネスモデルを修正することを余儀なくされ、当社の事業に大幅な追加コンプライアンス費用と運用上の制約が課される可能性がある。これらの結果のいずれかが発生した場合、消費者に対する当社のMarketplaceプラットフォームの魅力が低下し、当社の利益が減少し、又は当社の事業及び業績を損なう可能性がある。

プライバシー、ユーザー・データの保護及びサイバーセキュリティの分野における新たな法律及び規制水準の高まりは当社の事業を損なう可能性がある。

当社は世界中の当社のユーザー及び従業員を含む個人に関する個人データの収集、使用、共有、保持、削除、安全、移転及びその他の取扱いに関する複数の法律に服している。データ保護、プライバシー及びサイバーセキュリティに関する法律は、国毎に異なっており、一貫性のない解釈及び適用がなされる場合がある。多くの場合には、これらの法律は、ユーザーデータ、従業員データ及び第三者取引に適用されるのみならず、当社、当社の子会社及び当社が商業的関係を有しているその他の当事者の間での情報の譲渡にも適用される。これらの法律は、引き続き当社が予測できない方法で世界中で進展する場合があります、当社の事業を損なう場合がある。

プライバシー、データ保護、並びに個人データの収集、使用、共有、保持及び削除に関する規制当局による監視は、世界的に増加している。当社は、当社が営業を行っている国において、多くのプライバシー、データ保護及びサイバーセキュリティに関する法律及び規則に服しており、かつこれらの法律及び規則は、時間の経過と共に、規制上及び法律上の措置及び判決を通じて、引き続き進化するものと思われる。また、これらの法律の遵守により当社の顧客が価値を見出すようなサービスを提供する当社の能力が制限される可能性がある。例えば、一般データ保護規則（以下「GDPR」という。）は、EU域内の拠点からなされた当社の全ての活動において収集された個人データに対し、EU域内の個人に対し提供された商品及びサービスに関連する場合、又は欧州における個人の行動の監視に関連する場合に適用されるものであり、個人情報の取扱いに関する様々な重要な遵守義務を課すものである。また、当社は「拘束的企業準則」を定めており、これにより当社は、EUのデータ保護基準を当社の世界中のユーザー及び従業員全員に適用することが義務付けられている。これらの義務の遵守が要求される行為は、規制当局がどれだけ個別かつ厳格に解釈及び適用するかに依存する部分がある。当社がGDPRを遵守しない場合、又は当社がGDPRを遵守していないと規制当局が主張する場合、当社は行政処分を受ける可能性があり、その結果として20百万ユーロ又は当社の全世界における年間売上高の最高4%の罰金（いずれか高い方）、民事訴訟及び／又は評判の毀損などにつながる可能性がある。EU及びその他の法域からの越境データ移転に関する法的課題及び規制の精査が続いており、当社の組織全体における及び第三者への／第三者からの個人データの越境移転に影響を及ぼす可能性がある。

米国において、多くの州が一般的に適用可能かつ包括的な消費者プライバシー法を採用しており、カリフォルニア州消費者プライバシー法（カリフォルニア州プライバシー権法により改正済。以下「CCPA」という。）ではカリフォルニア州のあらゆる種別の居住者（従業員及び他の企業で専門的な役割を務める個人も含む。）の個人データへとより広範囲に拡大されている。かかる新たな整備中の州法では、これらの州の居住者に対する新たなプライバシー権を定め、これに対する義務をこれらの州内で事業を行う組織に課している。これらの法律は、当社がデータの収集、利用及び共有慣行について開示を行うことを要求しているだけでなく、個人データにアクセスし、これを削除及び訂正する等の新たな権利を個人に付与することも要求している。新法及び整備中の法律の遵守により、これまで多額の費用及び支出の負担が当社に求められてきており、今後もその継続が求められるだろう。さらに、米国の他の多くの州が、個人情報の取扱いに関する義務を課す法令の提案を継続している。GDPR、新たな米国の州法並びにその他の現在及び将来の適用ある米国及び国際的なプライバシー、データ保護、サイバーセキュリティ、AI及びその他のデータ関連法の遵守には、費用及び手間がかかる可能性がある。例えば、EUの包括的な人工知能法（以下「EU AI法」という。）では、AIシステムのパラメーターを定めており、これに違反した場合は最高35百万ユーロ又は全世界における売上高の7%の罰金が科されることとなる可能性があり、2024年8月に施行された。AI規制は米国でも拡大している。例えば、AI関連の詳細な開示要件を明文化したカリフォルニア州AI透明性法は2026年1月に施行され、コロラド州AI法は2026年2月に施行される。これらの異なる法域における様々なデータ、プライバシー及びAI関連要件の実施及び遵守は、当社に多大な費用を負担させ、並びに／又は当社の事業に不利となる方法で当社の事業慣行を変更することを求められる可能性があり、これらの法律の違反は、重大な罰則につながる可能性がある。

当社の慣行が何らかの理由で通信ベースの法律に違反した場合、個々に、又は全体として、当社の事業を著しく損なう可能性がある多額の損害裁定額、罰金及びその他の違約金が課される可能性がある。特に、当社が当社のユーザーに送付する膨大な数のE-メール、テキストメッセージ及びその他の通信のために、特定の金銭的な損害裁定額又は各違反の罰金は、特に多額の裁定額又は罰金の結果となる可能性がある。

さらに、当社の成功は、マーチャント、消費者及びその他の個人に関連するデータを収集し、利用する当社の能力にも部分的に左右される。立法案や既存の法規制は、「クッキー」などのトラッキング技術、電子通信及びマーケティングの利用にますます重点を置くようになっている。例えば、欧州経済領域及び英国では、規制当局がターゲット広告のエコシステムに関連する要件の遵守にますます重点を置いている。欧州の規制当局は、ターゲット広告活動に関連して適切な同意が得られていないと当局が主張する特定の状況において、多額の制裁金を科している。新たな法律、規制及びその他の慣行により、トラッキング技術の使用がさらに制限、規制又は禁止された場合、当社が収集するユーザー情報の量又は精度が低下し、既存顧客の維持及びアップグレード、並びに新規顧客の獲得がより困難になるため、当社の事業、財政状態及び業績を損なう可能性がある。

当社は、ユーザー・データの収集、使用、共有、開示、削除及び保持について当社のプライバシーに関する告知及び慣行を当社のウェブサイトに掲載している。掲載されている当社のプライバシーに関する告知又は規制要件若しくは命令又はその他の米国連邦、州又は国際的なプライバシー又は消費者保護関連法令（GDPR及びCCPAを含む。）を当社が遵守することができない、又は遵守することができないと認識される場合には、政府機関その他（例えば、集団訴訟又は団体訴訟

の原告）による当社に対する訴訟又は法的措置につながる可能性があり、当社が重大な罰則又は損害賠償及び否定的な評判にさらされ、当社の事業慣行に変更が求められ、当社の費用を増加させ、かつ当社の事業に悪影響を及ぼす恐れがある。データ収集、データ利用及び共有、プライバシー及びセキュリティは、ますます公の関心の的となって来ている。インターネット及びモバイル・ユーザーが、これらの懸念の結果、当社のウェブサイト、モバイル・プラットフォーム、製品及びサービスの使用を減少させる場合、又は特定のマーケティング若しくは広告の目的におけるその個人データの利用に同意しない場合、当社の事業は損なわれる可能性がある。当社はまた、セキュリティ侵害を経験してきているが、将来的にも経験する可能性が高く、それ自体がこれらの法律の違反につながる可能性や規制の強化及び／又は民事訴訟を引き起こす可能性がある。

当社は、オンライン商取引を主目的としない法律及び規制の対象となっており、これらの法律や規制の解釈により、当社の事業を損なう可能性がある。

当社は、米国及び世界中において、インターネット事業及びオンライン商取引のために設計されたのではない様々な法律及び規制の対象となっている。当社の事業に関連する、又は当社の事業に適用される幅広い事項を統治するこれらの法律及び規則がどのように当社の事業に適用されるか常に明確であるわけではない。例えば、財産の所有権、著作権、商標及びその他の知的財産問題、並行輸入及び配布制限、課税、中傷及び名誉棄損、及び猥褻物に関する法律及び規制が存在する。これらの法律の多くは、インターネット、携帯電話、及び関連する技術の出現前に採用されており、結果として、インターネット、オンライン商取引及び関連技術といった当社の事業に関する特有の問題を検討する又はこれに対処するものではない。これらの法律の多くは、インターネット又はオンライン商取引につき言及しているそれらのいくつかを含め、継続ベースで裁判所による解釈の対象となっており、かつその結果として生じる範囲内の不確実性及びこれらの法律及び規則の適用は、当社が私的な請求及びそれらの法律及び規則の違反を申立てる政府の措置の対象となるリスクを増加させる。

当社の活動として、当社が提供する製品及びサービス、他社への投資、並びに当社の地理的範囲は継続して拡大しており、規制当局又は裁判所が、当社又は当社のユーザーが追加の要件（免許の交付を含む。）の対象であること、又はその法域において、一般的に、又は特定の訴訟に関連して、当社の事業の遂行の禁止を要求又は決定する場合がある。例えば、当社が最近発表したCaramelの買収は、自動車販売において、州ごとの所有権移転、本人確認及び支払い確認、金融及び保険に関する要件を遵守しなければならない当社にとって、さらなる規制遵守要件を生み出すことになる。もう一つの例として、当社は過去に、当社の買収及び他社への投資により当社が1940年投資会社法（改正済）に基づく追加の規制業務要件の対象となる投資会社とみなされる可能性が生じるかどうかを評価したことがある。これらの例は特異なものではなく、当社の事業や業界を念頭に置いて設計されていない法律及び規制の将来的な解釈により、当社は追加的で費用のかかる業務要件や遵守要件を課されたり、世界的又は特定の法域における事業運営方法の変更を求められたりする可能性があり、その結果、当社の事業や業績を損なう可能性がある。

さらに、金融及び政治的事象は、当社のような大規模な公開企業の規制上の精査のレベルを増加させ、かつ規制当局は、過去とは異なる、及び当社の事業に不利な方法で物事を見たり、法律及び規則の解釈をしたりする場合がある。

例として、カリフォルニアを含む多くの米国の州及び外国の法域は、「オークション」及び「中古ディーラー」又は「質屋」による財産の取扱いに関する規制を有している。複数の州及びいくつかの外国の法域においては、当社又は当社のユーザーにかかる規制を課すことを試みており、また中には将来のように行うことを試みているものもある。それが成功した場合、当社は、強制的に当社が特定の品目の出品を禁止される又はいくつかの所在地において特定の出品方法を制限されるといった、費用を増加させる又は収益を減少させる方法で、当社又は当社のユーザーが事業を行う方法を変えることを求められる可能性がある。当社はまた、罰金又はその他の罰則の対象となる可能性があり、かつこれらの結果により、当社の事業を損なう可能性がある。

また、DSAは、欧州で運営されるオンライン・マーケットプレイスに法的義務を課し、事業における売り手の身分証明書の検証並びに取引者による必要な情報の正確な開示及び第三者業者が提示する製品の安全性及び真正性に関する情報の精査に最善を尽くすことを求めている。DSAはまた、デジタルプラットフォームに対して、新たなコンテンツモデレーション義務、告知義務、広告規制及びその他の要件も課しており、当社にとってさらなる運営上の負担及び法令遵守費用が発生することになる。当社のようなオンライン・プラットフォームにとって、DSAの不遵守は、全世界の年間収益の最大6%の罰金につながる可能性があり、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。同様に、英国では、OSA（オンライン安全法）により有害なコンテンツの監視及び取扱いに関する要件が策定され、当社には、新たな規制遵守のためのリソースを費やす必要が生じる可能性があり、またDMCCA（デジタル市場、競争及び消費者法）は合併規制と消費者保護に関する規制監督権限を拡大するものであり、当社はこれらの新規則を遵守するためにさらなるリソースの投入を求められる可能性がある。

また、欧州連合は、その市場における製品の安全性及び持続可能性に関連する一定の追加的な規制も採用しており、これは、直接的に当社と、当社の売り手及びベンダーの双方に新たな義務を課している。欧州連合（EU）の一般製品安全規則は2024年12月13日に施行され、当社のマーケットプレイスから危険な製品を排除し、製品のトレーサビリティを可能にすること、及び関連事項に関して、当社の事業に追加的な要件を課している。さらに、EU加盟国の中には、売り手に直接的な義務を課すと共に当社に遵守状況の確認義務を課す、廃棄物対策規制を実施している国がある。これらの廃棄物対策規制はEU加盟国によって異なり、売り手及び当社にさらなる業務負担と法令遵守費用を生じさせる。これらの規制案及び実施中の規制により、当社のMarketplaceプラットフォームは、現在及び将来の売り手及び買い手にとって魅力的でなくなる可能性があり、当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性がある。例えば、最近、デンマーク安全技術局が当社を含む10のオンライン・マーケットプレイスから100の製品に対して行った調査では、これらの製品の90%がデンマーク又はEUの表示及び文書基準を満たしておらず、これらの製品のほとんどがデンマーク又はEUの製品安全基準を満たしていないと推定された。これらの基準を満たしていないと推定される当社プラットフォーム上の製品数は不明であるが、当社はこのような製品安全規制の取り組みや調査は今後増加するものと予想している。こうした取り組みや調査の結果を確実に予測することはできない。当社は、一部の法域において当社の事業慣行を変更したり、サービス提供を制限したりしなければならない可能性があり、その結果、当社の消費者が減少し、当社の利益が減少し、当社の事業を損なう可能性がある。ど

のような結果であっても、このような取り組みや調査は、訴訟費用、経営資源の分散、社会的認識、当社プラットフォームにおける消費者の喪失及びその他同様の要因により、当社に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

また、世界各国の政府規制当局は、ユーザーの税務コンプライアンスに関し、プラットフォームに対して新たなデータ報告要件も課している。これらの法律（例えば、EUの行政協力理事会指令第2021/514号（DAC7）及び英国のデジタル販売報告法（DSR））は、適用される法律や規制によって義務付けられている場合でも、個人データの収集や報告（例えば、米国におけるForm 1099-Kによる特定の支払取引の報告要件）に関する感度が高まるため、ユーザーが当社のサービスを利用することをより躊躇するようになる可能性がある。一般的に、当社の売り手は、当社のサービスによって彼らが複雑な規制要件に準拠できるようにすることを求めている。当社の売り手をトレーニングし、複雑な規制を遵守するために必要なプラットフォームのツールや機能を提供するには、かなりの時間と投資が必要である。当社は過去に、適切な法令遵守トレーニング及びプラットフォーム機能を提供できなかったことで、消費者を当社のプラットフォームから遠ざけたことがある。今後、新たな規制や変化する規制の結果、当社が同様の失敗をした場合、当社の事業が損なわれる可能性がある。

当社は、その国際活動を拡大させ、またローカライズしているため、当社は、ますます当社が営業を行う国又は市場の法律を遵守する義務を有するようになってきている。さらに、当社のサービスは世界中でアクセス可能であり、また当社は、世界中のユーザーに商品の販売を促進し、サービスを提供しているため、1以上の法域は、当社又は当社のユーザーが当社のサーバー又は1名以上の当社のユーザーの所在地、又は電子商取引で販売される又は提供される製品又はサービスの所在地に基づきその法律を遵守することが必要である旨を主張することができる。米国外のインターネット、モバイル及びオンライン商取引技術は、通常、米国よりも当社にとって有利なものではない。法令遵守は、より費用がかかる場合があり、又は当社に当社の事業慣行を変更させ、又は当社のサービスの提供を制限することを求める場合があり、また当社又は当社のユーザーに規制を課すことは、当社の事業を損なう場合がある。さらに、当社は、当社に矛盾する要件を当社に課す複数の重複する法的又は規制制度に服する場合がある（例えば、クロスボーダー取引）。当社が外国法を遵守できないと申し立てられることは、かかる訴訟に対する弁護に当り当社が負担する多額の費用に加え、訴追から当社のサービスを禁ずる多額の罰金まで、罰則を課せられる可能性がある。

環境、社会及びガバナンス事項に関する当社の開示及び利害関係者の期待により、当社は追加の費用を負担したり、新たなリスクに直面する可能性がある。

当社は、再商取引に伴う廃棄物の回避及びプラスの経済効果並びに温室効果ガス排出量の削減に関する目標など、一定の環境、社会及びガバナンス（以下「ESG」という。）目標を自主的に設定し公表している。これらの表明は当社の現在の計画と抱負を反映したものであり、当社が目標を達成できることを保証するものではない。ESGに関する事項に係る利害関係者の期待は進化し続け、利害関係者間や利害関係者内部でますます多様化しており、ESGに関する事項は、規制当局及び利害関係者の関心の高い事項となっており、規制要件や枠組みが出現し、進化している。新たな法律の賦課、法律、規制要件、政策、国際協定の変更又はそれらの解釈の変更、規制当局の執行優先順位の変更、当社が事業を展開する市場全体で異なる又は競合する規制や基準、さらには環境持続可能性、気候変動、人的資本及び雇用問題など、当社の中核的な製品・サービス以外の事項に関する規制や基準の変更により、法令遵守及びその他の費用が増加し、その結果、当社の事業に悪影響が及ぶ可能性がある。

さらに、当社が表明した目標のいずれかについて達成、正確な追跡及び報告ができない場合、又はその他進化し続ける多様な利害関係者の期待に応えることができない場合、当社の評判、財務成績及び成長に悪影響を及ぼし、投資コミュニティ、規制当局及びその他の利害関係者からの監視の目にますますさらされる可能性がある。当社のESG目標若しくは実績が不十分であると認識された場合若しくは競合他社の目標若しくは実績よりも悪いと認識された場合、ESG問題に対する当社の公的立場に反対する人々から当社が標的にされた場合、又はその他投資家やその他の利害関係者全体のESG関連の期待をうまく管理できなかった場合、利害関係者の信頼が損なわれ、当社の評判に影響を及ぼし、当社は訴訟又は株主アクティビズムの対象となり、当社の事業及び評判に悪影響を及ぼす可能性がある。加えて当社は、最近の急速かつ予測不可能な社会感情の変化がこうしたリスクを高めており、こうした動きに効果的、繊細かつ誠実に対応する当社の能力が、特に規制当局、投資家、顧客及び従業員などの利害関係者にとって重要になると考えている。

また、ESGのベスト・プラクティスや報告基準は複雑かつ進化しており、ESG事項に関連する新しい法律、規制、政策及び国際協定が多く、法域で策定及び正式決定されており、他の法域では異議が唱えられ阻止されている。これらの法律や規制の中には、具体的な目標に基づいた枠組みや開示を要求するものもある。当社は、複数の法域で重複し、乖離する開示要件に対処する準備が必要となると予想している。例えば、カリフォルニア州では最近、カリフォルニア州において事業を営む企業に対し温室効果ガス排出量、気候変動関連の財務リスク及びカーボン・オフセット購入に関するものを含め、気候関連事項についてのより幅広い透明性を求める法律が制定された。企業サステナビリティ報告指令など、EUにおける新たなESG基準及びイニシアチブを含め、これら及びその他のESG報告要件を遵守するための当社のコストは高額になる可能性があり、かかる開示要件の結果、当社のこれまでのESG関連開示が修正されたり、進化し多様化する規制当局、投資家及びその他の利害関係者の期待や基準に対応することが困難になったりする可能性があり、その結果当社が法的責任を負ったり、当社の事業及び評判が損なわれる可能性がある。

当社の事業が進化し、政府や規制当局が新規及び既存の法律を当社の事業モデルに適用しようとしているため、当社は定期的に訴訟や規制当局及び政府による照会、調査及び紛争の対象となっている。

当社は、定期的に請求、訴訟（集団及び個人訴訟を含む。）、政府調査、執行措置及び当社のユーザー、サービス及びその他の事項により生じる競争及び反トラスト、知的財産、プライバシー、消費者保護、アクセシビリティ関連請求、有価証券、租税、労働及び雇用、制裁、法令遵守、送金、金融サービス、商業上の紛争、内容に関わるその他の手続の対象となっている。これらの紛争及び調査の数及び重大性は、当社の規模が大きくなり、当社の事業の対象範囲及び地理的範囲が拡大し、かつ当社の製品及びサービスが複雑性を増すにつれて、増大して来ている。

かかる請求、訴訟、政府調査及びその他の手続の結果及び影響は確実に予測することは出来ない。結果にかかわらず、かかる調査及び手続は、弁護士費用、経営資源の分散及びその他の要因により当社に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当社の係争中の訴訟及びその他の手続の引当金を決定することは、複雑で、個人的意見に従った事実集約的なプロセスである。ある報告期間において、1つ又は複数の案件が経営陣の予想を超える金額で当社に対して解決された場合、当該報告期間の当社の業績又は財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。これらの手続はまた、刑事制裁、同意判決、評判の毀損、様々な政府機関及び規制当局との関係を損なう又は当社に特定の製品又はサービスの提供を妨げ、又は費用のかかる方法で当社の事業慣行の変更を求める、又は著作権を侵害しない若しくはその他変更を加えた製品若しくは技術の開発を求める結果となる可能性がある。これらの結果のいずれも当社の事業に重大な損害を与える可能性がある。

当社は、不公正な競争に係る法令の下、規制当局の調査及び/又は訴訟手続の対象となる可能性があり、かかる場合には、当社の事業が悪影響を受ける可能性がある。

当社の行動及び行為は、反トラスト法及び競争法を含む米国及び外国の法律及び規則に基づき、様々な政府機関による精査を受けている。法域の中には、競合業者又は消費者に、不公正行為又は反競争的行為の請求権を行使する訴訟の私的な権利を規定しているところもある。当社のユーザー、その他の企業及び政府機関は、当社の行為が米国、個々の州、EU又はその他の国の反トラスト又は競争法を侵害している、又は別途不公正な競争を構成していると主張したことが過去にあり、将来においても主張する可能性がある。ますます多くの政府が、競争法の補完として、オンライン・プラットフォームの活動の規制を行っており、当社はかかる規制の対象となる可能性がある。消費者又はその他の企業との当社の事業パートナーシップ若しくは契約又は取決めは、法執行措置又は反トラスト訴訟を生じさせる可能性がある。一部の規制当局及び執行機関は、利用される当社の事業が幅広いため、別途議論とされない事業慣行が反競争的であるとみなされる可能性があると考えられる場合がある。特定の競争当局は当社の業界について市場研究を行って来ている。請求及び調査がなされた場合、根拠がなかったとしても、弁護するには多大な費用がかかり、否定的な評判及び重大な経営陣の時間及び尽力の分散となる場合があり、また当社に対する高額な罰金を求める判決がなされる結果となる又は当社にその事業慣行の変更を求める結果となる可能性がある。

当社のユーザーが、海賊版若しくは偽造品等の権利所有者の知的財産権を侵害している疑いのある商品、違法な商品又は違法行為に使用される商品を含む、特定の商品を出品又は販売することにより、当社の事業が損なわれる可能性がある。

当社のユーザーが、権利を侵害している、違法な若しくは盗まれた商品又は違法なサービスを出品若しくは販売し、又は違法な方法で商品若しくはサービスを販売することは、当社のサービスを通じたユーザーによる行為に関し、違法行為による民事若しくは刑事責任の申し立てが当社（当社の様々な法人における従業員及び取締役を含む。）に対してなされており、今後も継続される可能性がある。多くの場合、政府当局及び法執行機関の当局者を含む第三者は、当社が特定の法律（偽造品販売に関する法律、デジタル・グッズ（例：書籍、音楽及びソフトウェア）の譲渡（その延長としての転売）を制限若しくは禁止する法律、盗品売買、選択的流通経路法、関税法、遠隔地販売法、米国による輸出規制により米国外での販売が制限される商品）の違反を幫助したと主張してきた。さらに米国では、第三者である売り手による模倣品標章の使用について、オンライン・マーケットプレイスに寄与責任を負わせようとする立法案が提出されている。

また、偽造品を含むがこれに限定されない知的財産権の侵害に関する申し立ては、しばしば権利所有者からの警告及び実際の訴訟につながっており、それが継続する可能性がある。これらの訴訟及び類似の訴訟により、当社は、費用が増加し、収益が低下し、顧客にとって当社のウェブサイト及びモバイル・プラットフォームが不便なものとなり、また、追加的な予防措置のために多大な資源を費やさなければならないような方法で当社の事業慣行の変更を強いられる又はかかる慣行の除去のために特定のサービス提供の停止を強いられる可能性がある。さらに、当社は違法な又は偽造商品の出品又は販売に関連して多くのメディアからの注目を集めており、それが継続する可能性があり、そのため当社の評判が害され、当社のブランドネームの価値が減少し、ユーザーに当社の商品及びサービスの利用を躊躇させる可能性がある。

上記「当社の事業は広範かつ増加する政府規制及び監視の対象となっており、それにより当社の事業が悪影響を受ける可能性がある。」において述べた通り、当社のMarketplaceプラットフォームにおける第三者の販売に関し、一部の政府当局は、当該販売が当局が所管する法令に関連する範囲内で当社に責任を負わせようとしたことがあり、それを継続している。かかる活動の実態に関し当社に責任があると判明した場合、又は、新たな法律若しくは裁判所の決定によりマーケットプレイス・プラットフォームが責任を負う場合、当社は金銭的損害を負い、事業慣行を変更し、又は当社の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性のあるその他の改善を実施することを余儀なくされる可能性があり、当社の評判が損なわれる可能性がある。

当社は、当社のサービスを通じて流布された情報に関するリスクにさらされている。

オンライン・サービス会社は、自社のサービスを通じて流布された情報に関連して、とりわけ、中傷、名誉棄損、契約違反、プライバシー侵害、過失などのクレームを受ける可能性がある。オンライン・サービス会社のサービスを通じて流布された情報に関するかかる会社の責任に関する法律は、米国内外の法域においてしばしば困難に直面している。これらの結果として発生した責任により、当社は追加的な費用及び当社の評判及び事業を棄損する可能性がある。

米国やその他、欧州連合などの法域では、当社のようなウェブサイト上のユーザー提供コンテンツについて、オンライン・プラットフォームが第三者に対して責任を負うことを求める立法案及び政策案が数多く提出されている。当社のユーザーが提供した情報に関し当社が責任を有することとなり、且つ当社が事業を営むいずれかの法域において当社のサービスを継続した場合、当社は直接的に損害を被る可能性があり、かかる責任が発生するリスクを低減するため、多大な資源の投入若しくは特定のサービス提供の停止を含め、当社の事業に損害を及ぼす新たな措置を取らなければならない可能性がある。

金利及び債務リスク

金利の変動及び金利に関する規制当局の方針の変更により、当社の財務成績が悪影響を受ける可能性がある。

2022年及び2023年中、連邦準備制度理事会はインフレ対策のため基準金利を引き上げた。2024年の大半の金利は、ここ数年に比べて高水準で推移していたが、米国連邦準備制度理事会は、2024年度末に向けて金利の引き下げを開始した。かかる最近の引下げにも関わらず、当社の借入コストは年間を通じて高金利の影響を大きく受けており、今後も高金利が継続する可能性があるため、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、将来の固定金利の借入は、いまだに返済期限が到来し、借り換えを行う既存の固定金利の債務より高額になる可能性がある。2024年12月31日現在、当社はリボルビング・クレジット・ファシリティによる借入残高を有していないが、当社のリボルビング・クレジット・ファシリティは変動金利の適用を受けるため、当社が将来借入を行う範囲において金利リスクの対象にもなる。当社は過去に金利ヘッジの取り決めを行っており、将来も行う可能性があるが、これらの取り決めが借入コストの上昇を完全に軽減するという保証をすることはできない。

固定利率及び変動利率の両方の利付金融商品への投資は、様々なレベルの金利リスクにさらされる。当社の固定利付投資証券の公正市場価値は、2022年及び2023年に金利の上昇により悪影響を受けた。この傾向は2024年の大半で継続したが、金利は年末にかけて低下した。当社は、高金利のおかげでより有利な利回りで投資することができ、当社の固定金利投資の公正価値は向上した。さらに金利が低下する場合、当社は投資利益の減少と対応する公正価値の上昇を予想している。

当社は多額の債務を有しており、将来的に追加債務が発生する可能性があるが、当社の債務を返済する上で十分なキャッシュフローを事業から生成することができない可能性がある。当社の債務の諸条件を履行できない場合、債務が期限の利益を喪失することにつながる可能性があり、それにより当社のキャッシュフロー及び流動性に悪影響が生じる可能性がある。

当社は多額の債務残高を有しており、当社のコマーシャル・ペーパー・プログラム及びリボルビング信用枠の下で、あるいは負債証券の公募又は私募によるものを含め、将来的にかなりの追加債務を負う可能性がある。当社の債務残高及び発生する追加債務が、下記の結果を含めそれらに限らず、重大な結果をもたらす可能性がある。

- ・ 債務の返済のため、営業活動によるキャッシュフローの相当部分及びその他使用可能なキャッシュを使用せざるをえなくなり、設備投資、配当、株式買戻及び買収を含むその他の目的に使用できるキャッシュが減少する。
- ・ 当社の債務及びレバレッジにより、当社事業の低迷、競合先からのプレッシャー、経済及び業界の状況の悪化の影響を受けやすくなる。
- ・ 当社の負債証券に対する信用評価機関によるレーティングが悪化した場合、当社の借入費用が増加する可能性がある。
- ・ 運転資本、設備投資、買収、株式買戻し、配当、その他全般的企業目的のために必要な追加的資金の調達力が制限される可能性がある。
- ・ 当社の事業及び業界の変化に合わせた計画、対応するための柔軟性が制限される可能性がある。

課税リスク

当社の事業並びに当社の売り手及び買い手は、様々な法域において変化する売上税その他の税制に服する場合があります、それにより当社の事業が損なわれる可能性がある。

売上税、利用税、付加価値税（「VAT」）、商品及びサービス税（「GST」）（「デジタル・サービス税」を含む。）、事業税、源泉徴収税及び総受取金税等の間接税並びに税務情報報告義務の当社のようなビジネス並びに当社の売り手及び買い手への適用は、複雑で変化している問題である。これらの税金を課す基本的な法令はインターネットや電子商取引の採用と成長の前に制定されたものである。適用される納税義務の評価には重要な判断が求められており、結果として報告された金額は見積りであり調整される可能性がある。多くの場合、新規及び既存の法令が当社の事業又は当社の売り手の事業に適用される時期及び方法が不明確であるため、最終的な税負担は不確実である。場合によっては、当社の売り手の事業に関し当社に適用される可能性のある義務を確認するために当社が依拠しなければならない、当社の売り手により当社に提供された情報を当社が検証することは、これらの規制が特定の商品又はサービスに適用され、また当社のMarketplaceプラットフォームで販売される商品及びサービスの多くが独自性があり若しくは手作りであるためこれらの規制の複雑な性質に照らして、困難であるか又は不可能である可能性がある。当社の納税義務に対応してきた方法が不完全であったと認められた場合、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

米国における一部の税当局は、時々において、当社のサービスに課せられる特定の税金を当社が負担すべきであると考えているとこれまでに通知してきた。これまでのところ、かかる通知により相当額の税金負債が発生したわけではないものの、将来においてある法域が当社への課税に成功するリスクがあり、その場合当社の事業は損失を被るであろう。

税金を負担しなければならないことが明確である法域においては、法順守に努めているが、当社の子会社の一部は、時々において、当社の手数料に対する間接税の適用に関する申立てを受けている。さらに、当社は事業を展開する様々な国において、適用ある課税仕入れに対し仕入増値税を支払っている。ほとんどの場合、当社は、この仕入増値税について様々な国から返還を要求する権利を有する。しかしながら、当社のユニークなビジネスモデルのため、かかる返還を認める法規則の適用が不明確な場合がある。当社がVATの返還を求める権利を有さない1つ又はそれ以上の国において課税されることになった場合、当社の事業は損失を被る可能性がある。

様々な法域において、オンライン商取引を促進する当社のような事業に対し、追加的な報告、記録保存、間接的な税徴収及び送金義務、又は収益に基づく税金が求められている又は最近になって課せられている。このような要件が追加の法域で適用されることとなった場合、イーベイの売り手の事業と合わせて、当社の事業は損なわれる可能性がある。例えば、米国及びその他の国々の税務当局は、インターネット上で行われる取引について間接税を計算、徴収及び送金する手段として、電子商取引プラットフォームをターゲットとしており、また、法律等を制定し、同様の法律が検討されている。現在までに、45州、コロンビア特別区及びプエルトリコがインターネット販売税法を制定しており、今後数年において他の州も立法を予定している。また、当社の事業は、連邦法制定の結果、米国の売り手に対する支払い報告要件を増やすことが求められている。支払いを処理するすべての事業者は、2026年の取引について年間600米ドルを超える支払総額を受け取るすべての売り手に対して2027年1月よりForm 1099-Kを発行することが求められる見込みである。内国歳入庁（以下「IRS」という。）は、2023年及びそれ以前の課税年度について、600米ドルの基準額を延期し、影響を受ける事業者は、それらの年に20,000米ドル以上の支払いを受け、200件以上の取引がある納税者にのみForm 1099-Kを送付する必要がある。2024年の課税年度について、IRSは報告要件の段階的導入のため、基準額を5,000米ドルとする計画を発表した。この新しい基準額は、現時点では2024年に発生した取引に適用される予定であり、将来の段階的報告要件はIRSが実施する変更に従う。税金の徴収責任及び複雑な販売及び使用税の徴収、送金及び監査要件、又は報告に関連する追加コストは、当社のウェブサイト及びモバイル・プラットフォームにおいて、売り手及び買い手に追加の負担をもたらす可能性がある。さらに、当社がこのような、また類似の報告及び記録保持義務の準備及び遵守に失敗した場合、多額の罰金及びその他の制裁を受け、特定の法域で事業を行う当社の能力に悪影響を与え、当社の事業に損害を与える可能性がある。

これらの法律の改正又は新たな法律の制定は、当社のMarketplaceプラットフォームで販売される商品に課される税金の要件が、当社のMarketplaceプラットフォームを現在及び将来の買い手にとっての魅力を減少させる場合、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性があり、それにより当社の事業及びイーベイの売り手の事業に重大な影響を及ぼす可能性がある。また、この法律により、税金の計算、徴収、送金及び監査要件に関連する費用を含む、遵守のための多額の費用を当社又は当社の売り手が負担することが求められる可能性があり、これにより当社のMarketplaceプラットフォームでの販売が魅力的でなくなる可能性がある。

当社は予想を上回る税金負債を抱えることとなる可能性がある。

世界中の法人所得税及びその他税金負債に対する引当金を決定するためには見積もり及び重要な判断が必要となるが、最終的な税の決定が明確ではない取引や計算が随時発生する可能性がある。他の多くの多国籍企業と同様、当社は、米国及び複数の米国外の法域において課税の対象となっており、当社の実効税率を下げるため、当社の運営体制を構築している。当社の税金負債の決定は、つねに、国内外の税務当局の監査と見直しの対象となっており、現在も、当社の事業運営体制に関してを含め、世界各地の税務当局による調査、監査、見直しを多数受けているところである。かかる監査又は見直しについて好ましくない結果が出た場合、当社の事業は損なわれ、また、最終的な税務結果が当社の財務書類に計上された金額と異なることとなり、かかる税決定の対象となっている期間の財務結果に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。かかる不測の事態に合理的に対応できると当社が考える仮定及び見積もりに基づき、当社では準備金を設定しているが、かかる準備金が不十分となる可能性もある。

さらに、当社の将来における法人所得税は、法域別の収入比率の変化、繰延税金資産及び負債の評価額の増減、投資の評価額の変更、為替リスク管理プログラムによる利益、又は税法及び規則の改正若しくは会計原則の変更、並びに特定の個別項目により悪影響を受ける可能性がある。

取引に関するリスク

買収、処分、合併事業、戦略パートナーシップ及び戦略的投資が事業運営の困難を招き、その結果、当社の事業を損なう可能性又は当社の財務成績に影響を及ぼす可能性がある。

当社は、規模、範囲、技術、サービス、及び製品の異なる多数の事業を買収してきており、また特定の事業への投資を継続している。また当社は重要な事業又はそれに対する投資を処分したこともある。当社は、当社の全体的な事業戦略の一環として、企業結合、買収、並びに事業、技術、サービス、製品その他資産の売却や、戦略的投資及び合併事業を含む様々な戦略的取引の可能性について、引き続き評価、検討する予定である。

これらの取引は、以下を含む、重大な困難やリスクを含む可能性がある。

- ・ 当社がこれらの取引を望ましいスケジュール及び条件で完了することができない可能性
- ・ 当社の取引計画の発表後、またその後における、当社が取得又は処分した企業の主要顧客、販売店、ベンダー及びその他の主要ビジネス・パートナーの損失
- ・ 報酬の変更、経営陣の変更、上下関係、将来の展望、あるいは買収若しくは処分された事業の方向性の変化に起因する、当社が買収又は処分した企業の従業員に影響を及ぼす従業員の士気の低下及び慰留の問題
- ・ 従業員の新規及び戦略的雇用における困難
- ・ 経営陣の時間の分散及び注力対象が事業運営から取引へ、また買収の場合にはその後の統合と管理へ転換すること
- ・ 資源及び注力対象の分散につながる、処分会社に対する移行サービス提供の必要性
- ・ 各被買収会社の新たな、異なる又はより複雑な運営、システム（会計、経営、情報、人事その他の管理システムを含む。）、技術、製品及び人材の統合の必要性。通常これらはリスクを孕み、時間も費用もかかるプロセスである可能性がある。

- ・ かかる統合が遅延し、また実施されない場合に起こりうる非効率と統制不足、並びに結果として発生する予期せぬ困難や経費
- ・ 買収された企業が、買収前、大規模公開会社に適切な統制、手続及び方針を有さなかった可能性があり、又は、その統制、手続及び方針が適用ある法その他基準に満たなかった場合、適切な統制、手続及び方針を実施又はそれらを改善する必要性
- ・ 新たな国際市場及び新たな事業分野に事業拡大することに関連するリスク
- ・ 取引に起因する株主代表訴訟
- ・ 反トラスト法又はその他類似の規制当局による取締まりや制限により、取引が遅延又は無効になったり、当社の業務に制限が課されたり、又はその後の訴訟につながったりする可能性
- ・ 買収の交渉、資金調達及び完了に関連するコスト及び債務の増加
- ・ 当社の事業に馴染みの薄い規制制度にさらされる可能性があり、その結果、経営陣の時間や会社のリソースが流用される可能性
- ・ 知的財産権、支払サービス及びその他の訴訟申立て又は紛争、法令違反、商業上の紛争、税金負債、その他の既知及び未知の負債、並びに処分の場合、表明、保証及び補償等の契約上の規定に基づくそれらの事業の買収者に対する責任を含む、被買収企業又は処分企業の活動に関連する義務
- ・ 取引後における主要従業員損失の可能性
- ・ 当社又は当社から資産若しくは事業を取得する第三者による新規顧客及び従業員の個人データの取得。それ自体、規制当局の承認が必要である可能性があり、また、新たな統制、方針及び手続きを必要とするためさらなるリスクとなる可能性がある。
- ・ 株価の変動、財務成績及び為替の変動、並びに当社が投資した企業の株式を売却する当社の能力
- ・ かかる取引から期待される利益を、予想される期間内に、或いは全く実現できない可能性
- ・ 被買収事業の会計、財務報告、経営指標及びシステム、統制及びプロセスへの依存、並びにかかるシステム、統制及びプロセスの誤り又は不規則性が、当社の連結財務書類の誤りに繋がり、既存の若しくは新たな法律及び規制を遵守できないリスクの増加又は被買収事業の統制が困難となる可能性

当社は、合併事業を通じて、また少数株主持分を保有している並びに／又は管理及び運営上の支配権を有していない企業に対するものを含め、特定の投資を行っている。合併事業において支配権を有するパートナーは、当社のものと相いれない事業上の利益、戦略、又は目標を持っている可能性があり、支配合併事業パートナー又は合併事業企業の事業決定又はその他の行為又は不作為は、当社の評判に害を及ぼし、あるいは、合併事業への当社の投資価値に悪影響を及ぼす可能性がある。その投資価値に悪影響を及ぼす可能性のある当社の支配の及ばない状況、又は当社の投資に関連する規制上の措置若しくは訴訟による費用は、当社の事業を損ない、又は当社の財務成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

過去の取引の結果、当社はAurelia Netherlands TopCo B.V.（以下「Aurelia」という。）の株式を相当数保有しており、それはAureliaの発行済株式の約8.3%に相当する。Aureliaは未公開会社であり、公正価値を容易に決定することができず、また当社が大きな影響力を行使することができないため、当社の投資は、減損がある場合には帳簿価額から減損額を控除した価額に、同一又は類似の投資に関する秩序ある取引における観察可能な価格変動から生じる変動額を加減した価額で測定する代替的測定方法によって会計処理される。Aureliaへの投資の価値は、当社が制御できない要因により変動する可能性があり、価値の下落により減損の計上が必要となり、当社の財務成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、価値の下落は、有利な市場条件で投資を終了する当社の能力又は株式を清算する当社の能力に影響を与える可能性がある。また、Aurelia株式を売却する当社の能力は、特定の契約上の義務によっても制約される。これらの潜在的な問題が顕在化した場合、当社の事業に損害を与え、又は当社の財務成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、PayPalの分配の結果、賠償請求及び法的責任にさらされる可能性がある。

当社及びPayPalは、分配並びに両社の関係に関し、分離及び分配契約並びにその他の契約を締結している。これらの契約は特定の損害賠償責任について規定しており、当社及びPayPal間の紛争となる可能性がある。これら契約に基づきPayPalに対し当社が有する求償権では当社は十分に補償されない可能性がある。さらに、PayPalに対する賠償責任は重大であり、かかるリスクが当社の経営成績及び財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

市場リスクに関する定量的及び定性的開示

金利リスク

当社は当社の投資及び未払債務に関連する金利リスクを抱える。また、（株式及び/若しくは債券又はクレジット市場のボラティリティ又は逆境をはじめとする）厳しい経済環境及び事象により、地域及び世界の金融市場が悪影響を受ける可能性がある。かかる事象及び状況により、当社は資産又は投資の減損処理をしなければならない可能性がある。当社は厳しい経済状況及び事象又は金利の変動に起因する利益の変動を軽減すべく努めている。

当社の投資活動の第1の目的は元本を保持し、同時に、リスクを大きく高めることなく、利回りを上げることにある。かかる目的を達成するため、当社は、銀行預金、国債及び社債を含め、様々なタイプの現金同等物、顧客勘定並びに短期及び長期投資を有している。2024年12月31日現在、当社の現金及び投資の約35%が「現金及び現金同等物」及び「顧客勘定」であった。そのため、金利の変動が受取利息に影響を及ぼす。以下のとおり、当社の固定金利有価証券の公正市場価値は、金利の上昇により悪影響を受ける可能性があり、金利の変動により市場価値の低下した有価証券の売却を余技なくされた場合、当社は元本の損失を被る可能性がある。

2024年12月31日現在、社債及び政府債券の残高は48億米ドルで、当社の現金及び投資額合計の約52%を占めた。固定金利及び変動金利いずれの商品に対する投資も、様々なレベルの金利リスクを抱える。当社の固定金利投資商品の公正市場価値は金利の上昇により悪影響を受けるかもしれない。概して、償還期間が長い固定金利証券は、償還期間が短いものに比べ、金利リスクが大きい。変動金利証券は一般的に固定金利証券に比べ金利リスクが少ない一方、変動金利証券は、金利が低下した場合予想より稼働できる利息が少なくなる可能性があり、また、金利が上昇した場合、市場価値が低下してしまう可能性がある。一部はこれらの要因により、当社の投資利益は予想を下回るか、又は、金利の変動により市場価値の低下した有価証券を売却した場合、当社は元本の損失を被る可能性がある。金利が1%（100ベースポイント）上昇したと仮定した場合、当社の投資の公正価値は、2024年及び2023年12月31日現在、それぞれ49百万米ドル及び20百万米ドル減少したであろう。

利息がさらに変動した場合、変動レートで利息が発生する当社のリボルビング・クレジット・ファシリティに基づく借入額による「支払利息」に影響を及ぼし、また、コマーシャル・ペーパーに基づく借入及び将来発行する負債証券の金利も「支払利息」に影響を及ぼす。

株価リスク

株式投資

当社の株式投資は主に非公開会社に対する投資である。当社の連結営業成績には、「受取利息及びその他（純額）」の構成要素として、持分法に基づき会計処理されている持分投資の純損益に対する当社持分、並びに「株式投資及びワラントによる利益（損失）（純額）」の構成要素として、公正価値オプションに基づいて考慮される持分法投資の公正価値の変動が含まれる。公正価値が容易に算定できない株式投資は、原価で減損を計上し、同一の投資先が発行した同一又は類似の投資の健全な取引から得られるその後の観察可能な価格変動について調整する。株式投資のかかる基準の変更は、「株式投資及びワラントによる利益（損失）（純額）」において認識される。公正価値オプションに基づく株式投資は、四半期評価分析に基づき公正価値で測定され、当該評価には株式投資の価格設定において市場参加者が用いるであろう仮定に関する経営陣の見積を反映しているため、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される。公正価値の事後的変動は、「株式投資及びワラントによる利益（損失）（純額）」において認識される。

2024年12月31日現在、当社の株式投資は合計11億米ドルとなったが、これは、当社の現金及び投資額の約12%を占め、主にAdevintaへの当社の株式投資に関連するものであった。

外貨リスク

当社のMarketplaceプラットフォームは世界的に展開しているため、特に英国ポンド及びユーロを含む外貨建ての特定の収益及びコストが発生するといった外貨リスクがあることから、当社の財務成績に悪影響が及ぶ可能性がある。当社は様々な外貨により事業取引を行っており、相当額の国際収益並びに費用が発生している。さらに、当社は、知的財産及び技術の使用並びに当社が提供する企業サービスの一部について海外子会社に対し請求している。当社のキャッシュフロー及び経営成績が、為替レートの変動の影響を受けることにより、予想と大幅に異なる結果となる可能性があり、外貨の変動及び関連するヘッジ活動により、重大な損益を計上することとなる可能性がある。

当社は、外国為替契約の購入を通じ、重要な外貨エクスポージャーを特定し、これらのエクスポージャーを管理し、報告される連結キャッシュフロー計算書及び経営成績に及ぼす為替変動の潜在的影響を軽減するよう設計された外国為替エクスポージャー管理プログラムを維持している。かかるプログラム及びその結果として生じる外国為替デリバティブ契約の利用の有効性は、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を達成する当社の能力により制限される場合がある。

当社は、予測される米ドル相当利益を外貨為替レートの不利な変動から保護するために外国為替デリバティブ契約を利用している。これらのヘッジ契約は、不利な為替レートの変動の影響を軽減するが、完全に取り除くわけではない。これらの契約の大部分は、会計処理上、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されている。適格キャッシュ・フロー・ヘッジについては、デリバティブの損益は当初、「その他の包括利益累計額」の構成要素として報告され、その後、予定取引が損益に影響を与えるのと同期間における損益に再分類される。会計上のキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されない契約については、デリバティブの損益は当社の連結損益計算書の損益に直ちに認識される。ただし、特定の収益及び費用のみがキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の対象となることができる。

次の表は、2024年12月31日現在存在した、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された外国為替契約及びヘッジ会計に指定されない外国為替契約の残高の公正価値、並びに為替レートの仮定上の不利な変動の公正価値に対する税引前の影響を示している。外貨契約の感応度は、関連する機能通貨に対する為替レートが20%不利な変動となる場合をベースとしている。

	公正価値資産 / (負債)		公正価値感応度
	(百万)		
外国為替契約 - キャッシュ・フロー・ヘッジ	\$ 55	\$	(89)
外国為替契約 - ヘッジ会計に指定されないもの	\$ 2		(72)

当社のリスク管理プログラムは極めて効果的であるため、前述の潜在的価値の損失は、対象エクスポージャーの価値の変動により、大部分が相殺されるであろう。

当社はまた、当社子会社の機能通貨以外の通貨建ての当社資産及び負債に対する為替リスクを相殺するため、外国為替契約を利用している。これらのヘッジ契約は、当社の資産及び負債に対する為替レートの変動の影響を軽減するが、完全

に取り除くものではない。当社の資産及び負債に対する外国為替の損益は、「受取利息及びその他（純額）」に認識されているが、外国為替契約の損益により相殺される。

当社は為替レートの過去の動向を検討し、近い将来、全通貨において20%の為替レートの不利な変動が発生することが合理的に可能であると判断した。設定されていた為替予約取引の相殺効果を考慮に入れた場合、かかる変動が発生した場合の、2024年12月31日現在の税引前利益に対する悪影響はわずかであったであろう。

第5 財務情報

連結貸借対照表

	12月31日	
	2024年	2023年
(単位：額面金額を除き、百万)		
資産		
流動資産：		
現金及び現金同等物	\$ 2,433	\$ 1,985
短期投資	3,457	2,533
Adevintaに対する株式投資	-	4,474
顧客勘定及び受取資金	962	1,013
その他の流動資産	715	1,011
流動資産合計	7,567	11,016
長期投資	2,439	1,129
有形固定資産（純額）	1,263	1,243
のれん	4,269	4,267
オペレーティング・リース使用权資産	427	493
繰延税金資産	2,936	3,089
その他の資産	464	383
資産合計	\$ 19,365	\$ 21,620
負債及び株主持分		
流動負債：		
短期債務	\$ 1,673	\$ 750
買掛金	257	267
顧客勘定及び支払資金	1,018	1,054
未払費用及びその他の流動負債	2,184	2,196
未払法人税	966	253
流動負債合計	6,098	4,520
オペレーティング・リース債務	320	387
繰延税金負債	1,405	2,408
長期債務	5,752	6,973
その他の負債	632	936
負債合計	14,207	15,224
コミットメント及び偶発債務		
株主持分：		

普通株式（額面金額1株当たり - \$0.001、授權株式数 - 3,580株、発行済株式数 - 2024年12月31日現在471株、2023年12月31日現在517株）	2	2
資本剰余金	18,289	17,792
自己株式（取得原価、2024年12月31日現在1,274株、2023年12月31日現在1,218株）	(51,290)	(48,114)
利益剰余金	37,951	36,531
その他の包括利益累計額	206	185
株主持分合計	5,158	6,396
負債及び株主持分合計	\$ 19,365	\$ 21,620

連結損益計算書

	12月31日終了年度		
	2024年	2023年	2022年
	(単位：1株当たり金額を除き、百万)		
収益	\$ 10,283	\$ 10,112	\$ 9,795
売上原価	2,880	2,833	2,680
売上総利益	7,403	7,279	7,115
営業費用：			
販売及びマーケティング	2,319	2,217	2,136
商品開発	1,479	1,544	1,330
一般管理	914	1,196	963
取引損失引当金	353	360	332
取得無形資産の減価償却	20	21	4
営業費用合計	5,085	5,338	4,765
営業利益	2,318	1,941	2,350
利息及びその他：			
株式投資及びワラントによる利益（損失）（純額）	(76)	1,832	(3,786)
支払利息	(259)	(263)	(235)
受取利息及びその他（純額）	295	197	70
継続事業からの税引前利益（損失）	2,278	3,707	(1,601)
法人税ベネフィット（引当金）	(297)	(932)	327
継続事業からの利益（損失）	\$ 1,981	\$ 2,775	\$ (1,274)
非継続事業からの利益（損失）（法人税控除後）	(6)	(8)	5
当期純利益（損失）	\$ 1,975	\$ 2,767	\$ (1,269)
1株当たり利益（損失） - 基本的：			
継続事業	\$ 4.00	\$ 5.24	\$ (2.28)
非継続事業	(0.01)	(0.02)	0.01
1株当たり純利益（損失） - 基本的	\$ 3.99	\$ 5.22	\$ (2.27)
1株当たり利益（損失） - 希薄化後：			
継続事業	\$ 3.95	\$ 5.21	\$ (2.28)
非継続事業	(0.01)	(0.02)	0.01

1株当たり純利益（損失） - 希薄化後

\$	3.94	\$	5.19	\$	(2.27)
----	------	----	------	----	--------

加重平均株式数：

基本的

496

530

558

希薄化後

501

533

558

連結包括利益計算書

12月31日終了年度

2024年

2023年

2022年

(単位：百万)

当期純利益（損失）

\$ 1,975

\$ 2,767

\$ (1,269)

その他の包括利益（損失）（組替調整額控除後）：

為替換算調整

(76)

(16)

(106)

未実現投資利益（損失）（純額）

38

53

(91)

未実現投資利益（損失）の税務ベネフィット（費用）
（純額）

(9)

(11)

20

ヘッジ活動に係る未実現利益（損失）（純額）

88

(127)

49

ヘッジ活動に係る未実現利益（損失）の税務ベネフィッ
ト（費用）（純額）

(20)

27

(11)

その他の包括利益（損失）（税控除後）

21

(74)

(139)

包括利益（損失）

\$ 1,996

\$ 2,693

\$ (1,408)

連結株主持分変動計算書

	12月31日終了年度		
	2024年	2023年	2022年
	(単位：百万)		
普通株式：			
期首残高	\$ 2	\$ 2	\$ 2
普通株式の発行	-	-	-
普通株式の買戻し	-	-	-
期末残高	2	2	2
資本剰余金：			
期首残高	17,792	17,279	16,659
普通株式及び株式報酬による発行	87	83	87
制限付株式アワード及びユニットの株式純額決済に 関する源泉徴収税額	(199)	(161)	(160)
株式報酬	590	575	494
株式買戻先渡契約	-	-	188
その他	19	16	11
期末残高	18,289	17,792	17,279
自己株式取得原価：			
期首残高	(48,114)	(46,702)	(43,371)
普通株式の買戻し	(3,176)	(1,412)	(3,331)
期末残高	(51,290)	(48,114)	(46,702)
利益剰余金：			
期首残高	36,531	34,315	36,090
当期純利益（損失）	1,975	2,767	(1,269)
宣言済配当金及び配当金同等物	(555)	(551)	(506)
期末残高	37,951	36,531	34,315
その他の包括利益累計額：			
期首残高	185	259	398
未実現投資利益（損失）の変動	38	53	(91)
デリバティブ商品の未実現利益（損失）の変動	88	(127)	49
為替換算調整	(76)	(16)	(106)
上記項目に係る税務ベネフィット（引当金）	(29)	16	9
期末残高	206	185	259
株主持分合計	\$ 5,158	\$ 6,396	\$ 5,153

株式数：

普通株式 - 発行済：

期首残高	517	539	594
------	-----	-----	-----

普通株式の発行	10	10	10
---------	----	----	----

普通株式の買戻し	(56)	(32)	(65)
----------	------	------	------

期末残高	471	517	539
------	-----	-----	-----

1株当たり又は制限付株式ユニット1個当たりの宣言済

配当金及び配当金同等物	\$ 1.08	\$ 1.00	\$ 0.88
-------------	---------	---------	---------

連結キャッシュフロー計算書

	12月31日終了年度		
	2024年	2023年	2022年
	(単位：百万)		
営業活動によるキャッシュフロー：			
当期純利益（損失）	\$ 1,975	\$ 2,767	\$ (1,269)
非継続事業からの（利益）損失（法人税控除後）	6	8	(5)
調整：			
取引損失引当金	353	360	332
減価償却費及び償却費	324	403	442
株式報酬	588	575	494
投資等損失（純額）	8	(5)	21
繰延法人税	(874)	255	(780)
ワラントの公正価値の変動	(158)	(150)	230
Adevintaに対する株式投資の公正価値の変動	156	(1,782)	2,691
Adyenに対する株式投資の公正価値の変動	57	-	261
Gmarketに対する株式投資の公正価値の変動	13	96	294
KakaoBankに対する株式投資の公正価値の変動	-	(2)	293
資産及び負債変動額（取得影響額控除後）			
その他の流動資産	67	(319)	(33)
その他の非流動資産	37	474	20
買掛金	(8)	15	6
未払費用及びその他の負債	(644)	(212)	(410)
未払法人税及びその他の税金負債	514	(52)	40
継続事業の営業活動において稼得された現金純額	2,414	2,431	2,627
非継続事業の営業活動において使用された現金純額	-	(5)	(373)
営業活動において稼得された現金純額	2,414	2,426	2,254
投資活動によるキャッシュフロー：			
有形固定資産の取得	(458)	(456)	(449)
投資有価証券の取得	(13,855)	(13,874)	(18,534)
投資有価証券の満期償還	12,306	14,502	20,626
ワラントに基づくオプション行使	(108)	-	-
Adevinta株式の売却収入（純額）	2,410	-	8
Adyen株式の売却収入（純額）	573	-	800
Aurelia株式の売却収入（純額）	1,036	-	-

Gmarket株式の売却収入（純額）	322	-	-
KakaoBank株式の売却収入（純額）	-	106	287
TCGplayerの取得（取得現金控除後）	-	-	(208)
その他	(13)	(38)	(71)
継続事業の投資活動により稼得された現金純額	2,213	240	2,459
非継続事業の投資活動により稼得された現金純額	-	-	2
投資活動により稼得された現金純額	2,213	240	2,461
財務活動によるキャッシュフロー：			
普通株式の発行による収入	92	83	87
普通株式の買戻し	(3,149)	(1,401)	(3,143)
制限付株式ユニット及びアワードの株式純額決済に関する			
税金の支払	(188)	(171)	(160)
支払配当金	(533)	(528)	(489)
長期債務の発行による収入（純額）	-	-	1,143
債務の買戻し	(750)	(1,150)	(1,355)
コマーシャル・ペーパー・プログラムに基づく借入	441	-	-
未収及び未払活動金額（純額）	305	717	125
その他	(24)	-	-

12月31日終了年度

	2024年	2023年	2022年
	(単位：百万)		
財務活動に使用された現金純額	(3,806)	(2,450)	(3,792)
現金、現金同等物及び制限付現金への為替レート変動による影響額	(28)	5	(57)
現金、現金同等物及び制限付現金の純増	793	221	866
現金、現金同等物及び制限付現金の期首残高	2,493	2,272	1,406
現金、現金同等物及び制限付現金の期末残高	\$3,286	\$2,493	\$2,272

継続事業のキャッシュフローに関する補足的開示：

支払現金：

利息	\$264	\$275	\$244
法人税	\$722	\$746	\$540

以下の表は、連結貸借対照表に計上された現金、現金同等物及び制限付現金を、表示日現在の連結キャッシュフロー計算書に表示された同一の金額の合計に再調整したものである。

12月31日終了年度

	2024年	2023年	2022年
(単位：百万)			
現金及び現金同等物	\$ 2,433	\$ 1,985	\$ 2,154
顧客勘定（それぞれ、\$238、\$0 及び \$0の制限付 現金を含む。）	763	481	69
その他流動資産に含まれる制限付現金	88	23	36
その他資産に含まれる制限付現金	2	4	13
現金、現金同等物及び制限付現金	<u>\$ 3,286</u>	<u>\$ 2,493</u>	<u>\$ 2,272</u>

第四部【組込情報】

外国会社報告書及びその補足書類 2024年4月30日 関東財務局長に提出
（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

外国会社半期報告書及びその補足書類 2024年9月20日 関東財務局長に提出
（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

尚、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを
開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本
有価証券届出書の添付書類としている。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第六部【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。